

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【事業年度】 第111期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野 隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松 知範

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松 知範

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月		平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高	(百万円)	243,108	263,119	329,292	359,840	404,148
経常利益	(百万円)	28,580	30,148	40,097	40,610	39,402
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	13,822	17,760	24,345	25,198	25,537
包括利益	(百万円)	16,102	38,358	38,952	58,133	173
純資産額	(百万円)	225,596	256,172	282,296	332,174	321,631
総資産額	(百万円)	316,262	354,741	392,199	448,652	431,104
1株当たり純資産額	(円)	1,219.41	1,386.31	1,530.02	1,799.88	1,759.79
1株当たり 当期純利益金額	(円)	80.69	104.67	144.10	149.83	152.88
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)		104.67	143.84	149.67	152.80
自己資本比率	(%)	65.9	66.2	65.7	67.2	68.0
自己資本利益率	(%)	6.7	8.0	9.9	9.0	8.6
株価収益率	(倍)	16.3	15.8	15.9	18.1	16.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	30,333	33,193	41,280	44,439	54,044
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	23,005	26,242	32,441	31,801	33,024
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,556	4,872	7,675	9,219	11,283
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	61,999	68,906	73,135	81,063	86,177
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(名)	13,410 [2,193]	13,997 [2,202]	14,478 [2,679]	15,234 [2,825]	15,542 [2,825]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第107期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	148,501	146,317	160,739	159,740	169,074
経常利益 (百万円)	16,781	15,418	15,958	17,511	17,796
当期純利益 (百万円)	10,326	10,628	10,377	12,283	12,776
資本金 (百万円)	30,514	30,514	30,514	30,514	30,514
発行済株式総数 (株)	180,000,000	179,000,000	178,400,000	177,800,000	177,100,000
純資産額 (百万円)	149,948	156,708	163,069	173,727	171,760
総資産額 (百万円)	212,006	225,831	236,297	249,792	244,735
1株当たり純資産額 (円)	876.39	924.07	966.84	1,035.62	1,030.44
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	26.00 (13.00)	28.00 (14.00)	30.00 (15.00)	32.00 (16.00)	34.00 (17.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	60.28	62.63	61.43	73.04	76.49
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)		62.63	61.32	72.96	76.45
自己資本比率 (%)	70.7	69.3	68.9	69.5	70.1
自己資本利益率 (%)	7.0	6.9	6.5	7.3	7.4
株価収益率 (倍)	21.8	26.5	37.3	37.2	33.3
配当性向 (%)	43.1	44.7	48.8	43.8	44.5
従業員数 (名)	3,491	3,516	3,554	3,532	3,483

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第107期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【沿革】

大正9年12月	北野商会を創立、自動車用電球の製造並びに販売開始
昭和8年5月	資本金50万円で株式会社に改組し、スタンレー電気株式会社に商号変更
9年12月	大阪府大阪市に大阪出張所(現・大阪支店)を開設
15年4月	セレン整流器の製造開始
18年5月	時局の要請により、北野電気工業株式会社と改称
24年10月	旧商号スタンレー電気株式会社に復元
27年1月	シールドビーム・自動車照明器具の製造に着手
33年11月	愛知県名古屋市に名古屋出張所(現・名古屋支店)を開設
35年3月	静岡県浜松市に浜松工場開設、自動車用電装品を製造
35年12月	神奈川県秦野市に秦野製作所開設、自動車用電装品を製造
36年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
37年2月	東京証券取引所市場第一部指定
40年4月	シリコン素子の製造開始
42年10月	株式会社スタンレーいわき製作所を設立(現・連結子会社)
43年4月	超小形電球の製造開始
44年12月	神奈川県横浜市に技術研究所開設
45年5月	株式会社スタンレー宮城製作所を設立(現・連結子会社)
45年8月	株式会社スタンレー鶴岡製作所を設立(現・連結子会社)
45年10月	大阪証券取引所市場第一部に株式を上場
45年10月	株式会社スタンレー伊那製作所を設立(現・連結子会社)
48年8月	広島県東広島市に広島工場を開設、自動車用照明製品を製造
50年2月	熊本県阿蘇郡に熊本工場を開設、自動車用照明製品を製造
51年7月	高輝度発光ダイオードの製造開始
52年9月	EDR(欧州預託証券)を発行し、ルクセンブルグ証券取引所に上場
53年9月	ドイツマルク建転換社債を発行し、フランクフルト証券取引所に上場
54年10月	Stanley Electric U.S. Co., Inc.を設立し、北米事業に進出(現・連結子会社)
55年4月	カラー液晶の製造開始
55年5月	タイにおける自動車用照明機器の生産拠点として Thai Stanley Electric Public Co., Ltd.を設立(現・持分法適用関連会社)
56年9月	愛知県額田郡(現・岡崎市)に岡崎製作所開設、自動車用電装品を製造
59年10月	欧州戦略拠点としてフランスにSTANLEY-IDESS S.A.(現・STANLEY-IDESS S.A.S.)を設立(現・連結子会社)
61年8月	栃木県宇都宮市に宇都宮技術センターを開設
61年11月	アメリカにおける第二の生産・販売拠点として I I Stanley Co., Inc.を設立(現・連結子会社)
62年10月	米貨建新株引受権付社債を発行し、ロンドン証券取引所に上場
62年12月	タイにおける電子機器の生産拠点として Asian Stanley International Co., Ltd.を設立(現・連結子会社)

- 平成3年8月 神奈川県横浜市に横浜技術センターを開設
- 4年3月 ユーロ円建普通社債を発行し、ロンドン証券取引所に上場
- 5年4月 香港に電子機器の販売・調達拠点、香港賜丹雷電器有限公司(現・Stanley Electric (Asia Pacific) Ltd.)を設立(現・連結子会社)
- 5年7月 松尾電気株式会社の株式を取得し、特例子会社とする(現・連結子会社)
- 6年4月 山形県鶴岡市に山形工場開設、発光ダイオードを製造
- 7年7月 自動車機器事業・電子機器事業を併せ持つ中国コア拠点として天津斯坦雷電器有限公司を設立(現・連結子会社)
- 10年4月 アメリカの電子機器製品販売・調達拠点として Stanley Electric Sales of America, Inc.を設立(現・連結子会社)
- 10年10月 特例子会社として株式会社スタンレーウェルを設立(現・連結子会社)
- 12年3月 Stanley Electric Holding of America, Inc.を設立(現・連結子会社)
- 12年4月 Stanley Electric Holding of America, Inc.は、米州域内における事業拠点を総合した経営の効率化を目的として、当社が保有するStanley Electric U.S. Co., Inc.、I I Stanley Co., Inc.、Stanley Electric Sales of America, Inc.の株式と株式交換を行い持株会社となる
- 13年8月 欧州の生産拠点としてハンガリーにStanley Electric Hungary Kft.を設立(現・連結子会社)
- 13年9月 インドネシアの生産拠点としてPT. Indonesia Stanley Electricを設立(現・連結子会社)
- 14年9月 中国の生産拠点として広州斯坦雷電器有限公司を設立(現・連結子会社)
- 15年9月 シンガポールにStanley Electric Holding Asia-Pacific Pte. Ltd.を設立(現・連結子会社)
- 15年9月 大阪証券取引所における株式の上場を廃止
- 16年4月 熊本事業所を閉鎖して浜松工場と統合し、静岡県引佐郡細江町(現・浜松市)に浜松製作所を開設、自動車照明機器製品を製造
- 17年5月 韓国の販売拠点としてStanley Electric Korea Co., Ltd.を設立(現・連結子会社)
- 18年7月 欧州域内における事業拠点の経営効率化と経理財務体制の充実を図ることを目的に、欧州持株会社として英国にStanley Electric Holding Europe Co., Ltd.を設立(現・連結子会社)
- 19年8月 神奈川県横浜市にオプトテクニカルセンターを開設
- 21年10月 ブラジルの製造・販売拠点としてStanley Electric do Brasil Ltda.を設立(現・連結子会社)
- 23年5月 中国域内における事業拠点の経営効率化と経理財務体制の充実を図ることを目的に、中国持株会社として中国に斯坦雷電気(中国)投資有限公司を設立(現・連結子会社)
- 23年10月 中国の生産拠点として武漢斯坦雷電器有限公司を設立(現・連結子会社)
- 23年12月 インドの販売拠点としてStanley Electric Sales of India Pvt. Ltd.を設立(現・連結子会社)
- 25年4月 メキシコの販売拠点としてStanley Electric Mexico S.A. de C.V.を設立(現・連結子会社)
- 25年7月 中国の販売拠点として斯坦雷電気貿易(深圳)有限公司を設立(現・連結子会社)
- 27年4月 メキシコの生産拠点としてStanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.を設立(現・連結子会社)
- 27年9月 中国の設計・開発拠点として天津斯坦雷電気科技有限公司を設立(現・連結子会社)

3 【事業の内容】

当社並びにグループ各社（以下、当社グループ）は、当社、連結子会社38社及び持分法適用関連会社3社で構成され、自動車機器製品、コンポーネンツ製品、電子応用製品の製造販売を主な内容とし、さらに各事業に関連するサービス等の事業活動を展開しております。

国内関係会社は、主として当社の生産体制と一体となって、当社取扱製品の一部の製造を担当し、当社へ納入しております。海外関係会社は、当社得意先の海外進出への対応並びに現地市場の販路拡大等のため当社取扱製品の製造販売を行っております。

当社グループの事業に係わる位置づけ、及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

事業区分	主要製品	地域別	製造・販売会社	販売会社他
自動車機器事業	自動車用照明製品	日本	当社 株式会社スタンレーいわき製作所 2 株式会社スタンレー宮城製作所 株式会社スタンレー新潟製作所	
		米州	Stanley Electric U.S. Co., Inc. I I Stanley Co., Inc. Stanley Electric do Brasil Ltda. Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V. 5	Stanley Electric Mexico S.A. de C.V.
		アジア・大洋州	PT. Indonesia Stanley Electric 3 Vietnam Stanley Electric Co., Ltd. Lumax Industries Ltd. 1 Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. 1 4	Stanley Electric(Asia Pacific)Ltd.
		中国	深圳斯坦雷電気有限公司 天津斯坦雷電気有限公司 武漢斯坦雷電気有限公司 広州斯坦雷電気有限公司 重慶華渝斯坦雷電気有限公司	上海斯坦雷電気有限公司
		その他	Stanley Electric Hungary Kft.	Stanley Electric GmbH Stanley Electric(U.K.)Co., Ltd.
コンポーネンツ事業	電子デバイス製品	日本	当社 株式会社スタンレーいわき製作所 2 株式会社スタンレー鶴岡製作所 株式会社スタンレー宮城製作所 株式会社スタンレー伊那製作所	
		米州		Stanley Electric Sales of America, Inc.
		アジア・大洋州	Asian Stanley International Co., Ltd. Vietnam Stanley Electric Co., Ltd. Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. 1 4	Stanley Electric(Asia Pacific)Ltd. Stanley Electric Korea Co.,Ltd. Stanley Electric Sales of India Pvt. Ltd.
		中国	深圳斯坦雷電気有限公司 天津斯坦雷電気有限公司	上海斯坦雷電気有限公司 斯坦雷電気貿易(深圳)有限公司
		その他		STANLEY-IDESS S.A.S. Stanley Electric GmbH Stanley Electric(U.K.)Co., Ltd.

事業区分	主要製品	地域別	製造・販売会社	販売会社他
電子応用製品事業	電子応用製品	日本	当社 (株)スタンレーいわき製作所 2 (株)スタンレー宮城製作所 (株)スタンレー伊那製作所 (株)スタンレー新潟製作所	
		米州	Stanley Electric U.S. Co., Inc. I I Stanley Co., Inc.	Stanley Electric Sales of America, Inc.
		アジア・大洋州	Asian Stanley International Co., Ltd. PT. Indonesia Stanley Electric 3	Stanley Electric(Asia Pacific)Ltd. Stanley Electric Korea Co.,Ltd.
		中国	蘇州斯坦雷電気有限公司 深圳斯坦雷電気有限公司 蘇州斯坦雷半導体照明科技有限公司	上海斯坦雷電気有限公司 斯坦雷電気貿易(深圳)有限公司
		その他		STANLEY-IDESS S.A.S. Stanley Electric GmbH Stanley Electric(U.K.)Co., Ltd.
その他	その他	日本	(株)スタンレーいわき製作所 2 (株)スタンレーウエル 松尾電気(株)	(株)スタンレーパル
		アジア・大洋州	PT. Indonesia Stanley Electric 3 Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. 1 4	
		中国		天津斯坦雷電気科技有限公司 5

上記の他、持株会社として米州拠点に Stanley Electric Holding of America, Inc.、アジア・大洋州拠点に Stanley Electric Holding Asia-Pacific Pte. Ltd.、Hella-Stanley Holding Pty Ltd(1)、中国拠点に斯坦雷電気(中国)投資有限公司、欧州拠点に Stanley Electric Holding Europe Co., Ltd. があります。

- (注) 1. 当社を除く日本の製造・販売会社は、すべて生産子会社であります。
2. 1 持分法適用関連会社であります。
 3. 当社を除く 1 以外は連結子会社であります。
 4. 2 (株)スタンレーいわき製作所は自動車機器事業、コンポーネツ事業、電子応用製品事業及びその他の事業を展開しております。
 5. 3 PT. Indonesia Stanley Electricは自動車機器事業、電子応用製品事業及びその他の事業を展開しております。
 6. 4 Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. は自動車機器事業、コンポーネツ事業及びその他の事業を展開しております。
 7. 5 当連結会計年度において、自動車機器事業の製造販売拠点としてメキシコにStanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.を、その他の設計開発拠点として中国に天津斯坦雷電気科技有限公司を設立しました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有) 割合		関係内容					
				所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上の 取引	設備 の賃 借	
						当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社)											
㈱スタンレー いわき製作所	1 福島県いわき市	2,500百万円	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 電子応用製品事業 その他	100.0		1	6	なし	当社製品の 製造	あり	
㈱スタンレー 鶴岡製作所	1 山形県鶴岡市	2,100百万円	コンポーネンツ事業	100.0		1	4	なし	当社製品の 製造	あり	
㈱スタンレー 宮城製作所	宮城県登米市	490百万円	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0		1	5	貸付金	当社製品の 製造	あり	
㈱スタンレー ウエル	神奈川県秦野市	10百万円	その他	100.0		1	4	なし	当社製品の 製造	あり	
㈱スタンレー 伊那製作所	長野県飯田市	300百万円	コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0		1	5	なし	当社製品の 製造	あり	
㈱スタンレー 新潟製作所	1 新潟県新潟市 2 南区	160百万円	自動車機器事業 電子応用製品事業	100.0 (1.6)		1	6	なし	当社製品の 製造	あり	
松尾電気㈱	広島県三原市	10百万円	その他	100.0		1	5	なし	当社製品の 製造	なし	
㈱スタンレーパル	東京都目黒区	100百万円	その他	100.0		1	4	貸付金	なし	あり	
Stanley Electric U.S. Co., Inc.	1 London 2 Ohio 6 U.S.A.	US\$ 28,500千	自動車機器事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		2	5	なし	当社製品の 製造販売	なし	
I I Stanley Co., Inc.	1 Battle Creek 2 Michigan U.S.A.	US\$ 43,100千	自動車機器事業 電子応用製品事業	86.0 (86.0)		1	4	貸付金	当社製品の 製造販売	なし	
Stanley Electric Sales of America, Inc.	2 Irvine California U.S.A.	US\$ 1,500千	コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	6	なし	当社製品の 販売	なし	
Stanley Electric Holding of America, Inc.	1 Battle Creek Michigan U.S.A.	US\$ 67,216千	持株会社	100.0		3	1	なし	なし	なし	
Stanley Electric do Brasil Ltda.	1 Limeira 2 São Paulo Brasil	BRL 70,000千	自動車機器事業	90.0 (20.0)		1	5	貸付金	当社製品の 製造販売	なし	
Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.	1 Zapopan 2 Jalisco 5 Mexico	MXN 727,078千	自動車機器事業	100.0 (30.0)		1	8	貸付金	当社製品の 製造販売	なし	
Stanley Electric Mexico S.A. de C.V.	2 Irapuato Guanajuato Mexico	MXN 10,000千	自動車機器事業	100.0 (10.0)		1	5	貸付金	当社製品の 販売	なし	
Stanley Electric Hungary Kft.	2 Gyongyos Hungary	EUR 5,300千	自動車機器事業	100.0 (100.0)		1	7	なし	当社製品の 製造販売	なし	
STANLEY-IDESS S.A.S.	2 Nanterre France	EUR 907千	コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	5	なし	当社製品の 販売	なし	
Stanley Electric GmbH	2 Mörfelden - Walldorf Germany	EUR 200千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	5	なし	当社製品の 販売	なし	
Stanley Electric (U.K.)Co., Ltd.	2 Bracknell Berkshire U.K.	800千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	8	なし	当社製品の 販売	なし	
Stanley Electric Holding Europe Co., Ltd.	Bracknell Berkshire U.K.	EUR 13,610千	持株会社	100.0		3	1	なし	なし	なし	
Asian Stanley International Co., Ltd.	2 Ladlumkaew Pathumthanee Thailand	B 400,000千	コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	77.5 (77.5) [15.0]		1	9	貸付金	当社製品の 製造販売	なし	
PT. Indonesia Stanley Electric	2 Banten Indonesia	US\$ 7,500千	自動車機器事業 電子応用製品事業 その他	60.0 (60.0) [10.0]		3	4	なし	当社製品の 製造販売	なし	

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有) 割合		関係内容				
				所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上の 取引	設備 の賃 借
						当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
Vietnam Stanley Electric Co., Ltd.	2 4 Hanoi Vietnam	US\$ 8,300千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業	50.0 [20.0]		2	2	なし	当社製品の 製造販売	なし
Stanley Electric (Asia Pacific) Ltd.	2 Tsimshatsui Kowloon Hong Kong	HK\$ 1,250千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		2	6	なし	当社製品の 販売	なし
Stanley Electric Korea Co., Ltd.	2 Seoul Korea	WON 1,000,000千	コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	6	なし	当社製品の 販売	なし
Stanley Electric Sales of India Pvt. Ltd.	2 Chennai India	INR 15,000千	コンポーネンツ事業	100.0 (100.0)		1	7	なし	当社製品の 販売	なし
Stanley Electric Holding Asia-Pacific Pte.Ltd.	Singapore	US\$ 36,504千	持株会社	100.0		3	3	なし	なし	なし
蘇州斯坦雷電気有限公司	2 中華人民共和国江蘇省蘇州市	US\$ 5,550千	電子応用製品事業	100.0 (100.0)		2	5	貸付金	当社製品の 製造販売	なし
深圳斯坦雷電気有限公司	2 中華人民共和国広東省深圳市	US\$ 2,500千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	4	なし	当社製品の 製造販売	なし
天津斯坦雷電気有限公司	1 2 中華人民共和国天津市	US\$ 35,378千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業	100.0 (100.0)		2	7	なし	当社製品の 製造販売	なし
天津斯坦雷電気科技有限公司	1 5 中華人民共和国天津市	US\$ 34,000千	その他	100.0		2	3	なし	当社製品の 設計開発	なし
武漢斯坦雷電気有限公司	2 中華人民共和国湖北省武漢市	US\$ 30,000千	自動車機器事業	85.0 (85.0)		1	5	貸付金	当社製品の 製造販売	なし
広州斯坦雷電気有限公司	1 2 中華人民共和国広東省広州市	US\$ 44,700千	自動車機器事業	60.0 (60.0)		1	3	なし	当社製品の 製造販売	なし
重慶華渝斯坦雷電気有限公司	2 中華人民共和国重慶市	US\$ 4,000千	自動車機器事業	53.0 (53.0)			4	なし	当社製品の 製造販売	なし
蘇州斯坦雷半導体照明科技有限公司	4 中華人民共和国江蘇省蘇州市	US\$ 500千	電子応用製品事業	49.0			3	なし	当社製品の 製造販売	なし
上海斯坦雷電気有限公司	2 中華人民共和国上海市	US\$ 200千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	8	なし	当社製品の 販売	なし
斯坦雷電気貿易(深圳)有限公司	2 中華人民共和国広東省深圳市	元 2,000千	コンポーネンツ事業 電子応用製品事業	100.0 (100.0)		1	7	なし	当社製品の 販売	なし
斯坦雷電気(中国)投資有限公司	1 中華人民共和国上海市	US\$ 100,284千	持株会社	100.0		3	2	なし	なし	なし
(持分法適用関連会社)										
Lumax Industries Ltd.	2 New Delhi India	INR 93,477千	自動車機器事業	35.8 [1.7]		1	2	なし	当社製品の 製造販売	なし
Thai Stanley Electric Public Co., Ltd.	2 Bangkok Pathumthanee Thailand	B 383,125千	自動車機器事業 コンポーネンツ事業 その他	32.2 (32.2)		2	2	なし	当社製品の 製造販売	なし
Hella-Stanley Holding Pty Ltd	Mentone Victoria Australia	A\$ 382千	持株会社	50.0		2		なし	なし	なし

- (注) 1 特定子会社であります。
2 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有割合であり、[外書]は緊密な者等の所有割合であります。
3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4 持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
5 当連結会計年度において、自動車機器事業の製造販売拠点としてメキシコにStanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.を、その他の設計開発拠点として中国に天津斯坦雷電気科技有限公司を設立しました。
6 Stanley Electric U.S. Co., Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	73,350	百万円
	経常利益	3,820	百万円
	当期純利益	2,634	百万円
	純資産額	22,513	百万円
	総資産額	33,616	百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車機器事業	8,575[1,903]
コンポーネッツ事業	2,314[304]
電子応用製品事業	2,724[512]
その他	284[15]
全社	1,645[91]
合計	15,542[2,825]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
 2 全社は、基礎的試験研究活動及び管理部門に係る使用人であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,483	41.0	17.6	6,368

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車機器事業	1,911
コンポーネッツ事業	256
電子応用製品事業	422
全社	894
合計	3,483

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 全社は、基礎的試験研究活動及び管理部門に係る使用人であります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、連合・JAM加盟スタンレー電気労働組合(組合員数3,031名)が組織されております。

また、主要な当社国内グループでは、連合・JAM加盟スタンレー鶴岡製作所労働組合(組合員数408名)、連合・JAM加盟スタンレーいわき製作所労働組合(組合員数192名)、連合・JAM加盟スタンレー宮城製作所労働組合(組合員数133名)等が組織されております。

なお、労使関係について現在特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

全般的な営業の概況

当連結会計年度の売上高は4,041億4千8百万円（前期比12.3%増）、営業利益は367億7千4百万円（前期比3.4%減）、経常利益は394億2百万円（前期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は255億3千7百万円（前期比1.3%増）となりました。

セグメント情報の概況

セグメント情報の概況は、以下のとおりであります。

自動車機器事業の売上高は3,127億8千万円（前期比15.7%増）、営業利益は211億8千5百万円（前期比11.5%減）となりました。

コンポーネツ事業の売上高は305億4百万円（前期比3.2%減）、営業利益は56億2百万円（前期比2.8%減）となりました。

電子応用製品事業の売上高は598億7千9百万円（前期比3.4%増）、営業利益は68億3千7百万円（前期比15.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較は変更後の区分により作成した情報に基づいて記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ51億1千4百万円増加し、861億7千7百万円となりました。

なお、詳細につきましては、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載してあります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
自動車機器事業	305,961	12.2
コンポーネッツ事業	25,160	7.0
電子応用製品事業	58,164	2.2
その他	869	116.1
合計	390,156	8.5

(注) 1 金額は販売価格により、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、主に自動車・エレクトロニクスメーカーに対し部品を中心に納入するメーカーであります。

当業界の受注方法は、メーカーの生産計画について3か月程度前に生産見込数量の連絡を受けた後、納品までの間に確定情報を得る形態が一般的となっております。これらの期間等は得意先ごとに異なり、かつ、納品にいたるまで納入数量・時期・品目が変更されることがあります。

当社グループは、数多くの得意先に対し、極めて多種類の製品を納入しており、それぞれの受注形態に対応して、過去の実績・予測・生産能力等を勘案のうえ生産を行っているため、受注高・受注残高の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
自動車機器事業	312,780	15.7
コンポーネッツ事業	30,504	3.2
電子応用製品事業	59,879	3.4
その他	985	418.6
合計	404,148	12.3

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (平成27年3月期)		当連結会計年度 (平成28年3月期)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ホンダオプアメリカ マニユファクチュアリン グ・インコーポ レーテッド	28,337	7.9	46,681	11.6

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後のわが国経済は、中国を中心とした新興国や資源国のさらなる景気減速による外需の懸念があるものの、景気は緩やかに持ち直すものと思われま。一方、世界経済は、米国は内需を牽引役とした、自律的な景気拡大を続けていき、欧州、アジアも内需を中心に緩やかな景気回復が見込まれます。中国は高い成長率であるものの、その成長率の緩やかな低下傾向が続くものと思われま。

こうした状況の中、当社グループは、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、平成22年に「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。その中で、3ヶ年毎に経営計画の指針を示しております。

平成26年4月～平成29年3月の「第 期中期3ヶ年経営計画の指針」では、「キャッシュフロー経営の確立」「新事業の開花・拡大」「挑戦する風土の定着」を最重要事項として位置づけております。

「キャッシュフロー経営の確立」では、いかなる環境下においてもグループ各社がキャッシュを創出でき、グループのさらなる成長に向けて、その創出したキャッシュを活用する仕組みを整えていくことで、営業活動により生み出されるキャッシュを最大化させ、健全な財務体質のもと、企業価値を増加させるキャッシュフロー経営をゆるぎないものにしていきます。

「新事業の開花・拡大」では、顧客にとってのスタンレーの存在感を大きくし、重要なパートナーとしてみなされることを目指し、マーケティング情報及び、その分析のレベルを向上させ、将来動向を先取りしていきます。また、新製品、新事業を生み出していく下地である「全社イノベーション」の仕組みを実践していきます。

「挑戦する風土の定着」では、能力主義に基づいた公平性、納得性、妥当性のあるトータルの人事制度施策として社員の能力発揮をサポートし、「自由闊達で社員一人一人が自主性を持ち、創造性とチャレンジ精神に富んだ活き活きとした企業風土」の定着に取り組んでおります。

また、グローバルな競争に勝ち抜くため、当社グループは一丸となって生産性・効率性を重視した経営を行っております。

すなわち、市場や市況が急激に変化するような、いかなる環境においても振り回されない、真に体質の強い企業集団を目指し、最適な「ものづくり」を追求する生産革新活動を、間接部門を含む全てのビジネスプロセスにまで展開し、より広範囲で高度な生産性向上を日々目指してまいります。

当社グループでは、「生産革新活動」で培ってきたノウハウを建物の設計段階から取り入れ、投資効率を最大限に追求した工場として展開し、生産効率を最大限に高めております。

その展開のひとつとして、LED照明製品・光学レンズシート・超薄型導光板を製造する「㈱スタンレー宮城製作所」の事業の再編・拡張を目的とした新工場の操業を宮城県登米市内で平成27年9月に開始いたしました。新工場では、将来の自動車機器製品の本格生産を目指してまいります。また、メキシコ合衆国ハリスコ州に、主に自動車用ランプ、電子製品の製造、販売を行う新会社「Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.」の工場建設を進めており、平成28年8月操業開始の予定です。

これからも、開発から販売までの全ての機能が生産に対して「十分な価値が提供できるような仕組み」を構築し、機能連携を強化することにより、多様化するニーズを的確に捉え、競争力ある製品を提供してまいります。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

一 基本方針の内容（概要）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉である 当社が長年培ってきた“光技術”及びそれを維持・発展させる技術力やノウハウ、多様な市場、顧客に対応する幅広い事業分野及びそれを維持・発展させるノウハウ、自動車メーカー、エレクトロニクスメーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、当社の革新的な企業文化や高い技術力を支え、生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能を有する優秀な従業員の存在、といった有形無形の財産を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、その株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、大量買付の対象となる会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいはその取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付の対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の買付けを行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要かつ相応な対抗措置を講じることが必要であると考えております。

二 基本方針実現のための取組み（概要）

1．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、平成22年に「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。その中で、3ヶ年毎に経営計画の指針を示しております。

平成26年4月～平成29年3月の「第 期中期3ヶ年経営計画の指針」では、「キャッシュフロー経営の確立」「新事業の開花・拡大」「挑戦する風土の定着」を最重要事項として位置づけております。

これらの取組みによる中長期の経営指標を以下のように定めております。

ROEは、長期の市場金利に連動した目標とし、長期プライムレート+10%を目標としております。

連結配当性向20%以上、自己株の取得を含めた総還元性向は、連結で35%以上を目標としております。

成長のエンジンとして売上高の向上に加えて、生産性の向上に注力し、一人あたり付加価値額の向上を目指しております。

損益分岐点比率を意識した、強い経営体質を目指しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化に由来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、社外取締役を平成22年から1名、平成27年から2名選任するとともに、社外取締役及び社外監査役を構成員とし、当社の持続的成長につながる幅広い提言を行う代表取締役の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しています。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。なお、当社は、上記社外取締役2名及び社外監査役3名を、独立役員に指定の上、東京証券取引所に届け出ております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、平成17年に『スタンレーグループ行動規範』を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。さらに、平成25年には社内の遵法意識の醸成・定着をより推進・強化するための専任組織を設置し、従業員へのコンプライアンス教育を徹底して行っております。また、平成28年には総務部法務課を独立させ法務部とし、コンプライアンスのさらなる強化を図っております。

2．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月16日開催の当社取締役会において、一で述べた基本方針に照らし、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続的に導入することを決定し、平成28年6月23日開催の第111回定時株主総会において、本プランの継続的導入につき承認を得ております。

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等を行おうとする者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、買付内容等の検討に必要な情報等（以下「本必要情報」といいます。）を記載した買付説明書を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見等を提供するように要求することができます。独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから最長60日間（ただし、合理的理由がある場合には、独立委員会は30日間を上限とする合理的な範囲内において、当該期間を延長することができます。）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができるものとします。また、当該新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、平成28年6月23日開催の第111回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランの継続的導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

三 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

二1.に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、一に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社取締役会といたしましては、二2.に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(2) 株主意思の重視

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができることとしております。加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、本項に記載した見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もあります。また、事業活動には様々なリスクが内在しており、下記に記載されたものだけが当社グループのすべてのリスクではないことを、ご留意ください。

(1) 経済状況について

当社グループは、日本、米州、アジア・大洋州、中国、欧州等とグローバルに事業を展開しております。そのため、当社グループが製品を販売している国や地域の経済状況の変動により、当社グループの業績及び財務状況は影響を受ける可能性があります。

(2) 為替変動等の影響について

当社グループは、自動車機器製品、コンポーネンツ製品、電子応用製品の製造販売を主な内容とし、さらに各事業に関連するサービス等の事業を展開しております。当社グループの製品は日本国内のほか、米州、その他の地域において販売されており、各地域における為替動向等が、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製品の欠陥について

当社グループでは、世界の各拠点で、世界に認められる品質管理基準のもと、製造を行っておりますが、将来にわたり、全ての製品において欠陥やリコールがないという保証はありません。大規模なリコールにつながるような製品の欠陥は、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原材料等の価格変動について

当社グループは、樹脂をはじめとした原材料等の仕入価格上昇によるコストアップの影響を受ける可能性があります。当社グループでは、生産革新活動による生産性向上をはじめ、様々なリスク回避策に取り組んでおりますが、これらの対策を超えた急激な原材料価格の高騰や供給悪化により、当社グループの業績及び財務状況は悪影響を受ける可能性があります。

(5) 自動車業界の動向による影響について

当社グループでは、自動車機器製品が連結売上高の約7割を占めるため、自動車業界動向の変動により、当社グループの業績及び財務状況は影響を受ける可能性があります。

(6) 競争環境について

当社グループ事業の主市場である自動車機器業界及び電子機器業界の価格競争はたいへん厳しいものとなっております。当社グループが属している各製品市場において、競争は今後ますます激しくなるものと予想されます。当社グループでは、競争優位に立つべく、高品質・高付加価値の製品を送り出し続けるものの、他社の抜本的な生産性の向上及び市場の支持を獲得する技術進歩や特許取得等により、当社が将来にわたり、優位な競争ポジションを維持できる保証はありません。これらの競争の結果として当社シェアの低下等により、当社グループの業績及び財務状況は悪影響を受ける可能性があります。

(7) 自然災害等について

当社グループは、地震や火災等の自然災害の発生により、生産能力が低下する可能性に備えて、設備点検等事業継続のために必要な安全対策を行い、リスクの最小化に努めております。

しかしながら、自然災害による火災、停電等の影響を完全に防止することは不可能であり、自然災害が発生した場合は、以下のようなリスクが内在しており、結果として当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・電力供給量の低下等による使用制限、取引先からの原材料・部品調達の供給不足、得意先の生産能力や販売の低下、等

(8) 株式市場の動向による影響について

国内外の株式市場の動向は、当社グループの保有する投資有価証券の評価額及び年金資産の運用状況に大きく影響を及ぼします。株式市場が低迷した場合、保有する投資有価証券の評価損が発生したり、年金資産が目減りし、会社負担が増大する可能性があります。

(9) 法律・規制、その他に関するリスクについて

当社グループは、日本をはじめ、米州、アジア・大洋州、中国、欧州等の諸地域で事業を展開しております。これらの市場での事業展開・進出には、例えば、以下のようなリスクが内在しており、これらの事態が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 公正な競争に関する規制、知的財産権、製造物責任、環境、労務、租税、通貨管理等に係る諸地域の各種法令や規則の予期しない変更、各種法令や規則に基づく当局による措置、これらに対応する費用の増加
- ・ 不利な政治的要因の発生、テロ、紛争、疫病、その他の要因による社会的及び経済的混乱
- ・ 労働環境の変化や人材の採用と雇用の難しさ

(10) 訴訟その他の法的手続にかかわるリスクについて

当社グループの技術開発は、他社製品と差別化できる技術・ノウハウを蓄積してきておりますが、第三者が当社グループの知的財産権を使用し類似した製品を製造することを完全には防止できない可能性があります。

また、当社グループが事業活動を展開する上で、様々な訴訟、規制当局による措置その他の法的手続により、損害賠償請求、規制当局による金銭的な賦課又は事業活動に関する制約が生じる場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社及び当社の米国子会社は、他の事業者と共同して自動車用ランプ等について調整行為を行った等として、カナダ国等において民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けております。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名：スタンレー電気株式会社(当社)		
提携先(技術導入)	内容	契約期間
日亜化学工業株式会社	白色LEDに関する特許	該当特許の有効期間中
OSRAM GmbH (ドイツ)	白色LEDに関する特許	該当特許の有効期間中
提携先(技術提供)	内容	契約期間
Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. (タイ)	自動車用ランプ類に関する技術	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
SL Lighting Corporation (大韓民国)	自動車用ランプ類に関する技術	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
Lumax Industries Ltd. (インド)	自動車用ランプ類に関する技術	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

(注) 株式会社日立製作所との液晶表示装置に関する特許契約については、当連結会計年度において終了しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおいて、研究開発活動は、連結財務諸表を作成する当社のみが行っております。

当社がグループビジョンで提唱している「光の価値の限りなき追求」と「ものづくりを究める経営革新」によって、真に必要とされる価値を創造し、広く社会に貢献することを実現するために、主に「研究開発センター」「生産技術センター」「設計技術センター」が技術の牽引役となり研究開発活動を行っております。

「研究開発センター」では、“光の5つの価値”（光を創る、光で感知・認識する、光で情報を自在に操る、光のエネルギーを活かす、光で場を演出する）を追求するとともに、市場・顧客の動向を把握し、当社が取り組むべき次世代技術を選定し、あらゆる社員が新製品・新事業創出を考える「全社イノベーション」の気風を定着させ、世界最高レベルの光関連技術の保持・向上に積極的に取り組んでまいります。

この飽くなき挑戦により、当社グループの主力事業である自動車機器事業、コンポーネツ事業及び電子応用製品事業の永続的成長と、将来の柱となるスター事業の創出を目指してまいります。

「生産技術センター」では、品質を高めるための材料・加工技術開発、及び設備投資や工数を革新的に低減させる生産設備の開発によって、良いものを安くつくる技術をグループ全体に展開してまいります。

「設計技術センター」では、今得意先が必要としている技術を“光の5つの価値”を通して早期具現化し、自動車機器事業、電子応用製品事業の得意先に対し、スタンレーの価値を高めてまいります。また、全社共通となるコア技術（配光、デザイン、C A E、回路、制御、光源、プロセス改革）を常に進化・融合させ、スタンレー技術の根幹を強化してまいります。

今後も「研究開発センター」「生産技術センター」並びに「設計技術センター」を中心に、“光の5つの価値”を指針とし、地球環境にやさしく、独創的で競争力のある製品を生み出すために、常に挑戦を続けます。

なお、研究開発費の総額は、55億2千7百万円であり、内訳は、自動車機器事業に係る研究開発費は33億3千5百万円、コンポーネツ事業に係る研究開発費は14億6千2百万円、電子応用製品事業に係る研究開発費は6億9千9百万円、特定のセグメントに帰属しない全社費用は3千万円であります。

主な研究開発等

- (1) オプトエレクトロニクス分野
 - ・高出力白色L E D
 - ・高出力赤色／赤外L E D
 - ・高速高感度イメージセンサー
- (2) ディスプレイ分野
 - ・超高コントラストL C D
 - ・光マイクロスキャナ
 - ・ディスプレイ駆動回路
- (3) 光源・照明分野
 - ・自動車用照明機器
 - ・L E D道路照明・屋内照明機器
 - ・点灯駆動回路・電源
- (4) ソフトウエア分野・C A E技術開発
 - ・配光シミュレーション
 - ・光学デバイス最適形状設計ツール
- (5) 材料・加工技術等の開発
- (6) 全社製品のスタイリングデザイン
- (7) 上記デバイスや関連技術を統合化した応用製品

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 概要

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費を中心に景気の足取りは重いものの、緩やかな回復基調が維持されました。一方、世界経済は、米国では景気は回復が続き、欧州では緩やかに回復しました。アジアでは多くの国で成長ペースは勢いを欠く状況で、中国では成長率の緩やかな低下傾向が続きました。

以上のような事業環境のもと、当社グループでは、グローバルでの市場ニーズを的確に捉えた製品開発、及び受注拡大を目指した営業力強化や生産能力の増強、そして生産工程や間接部門の徹底的なムダ取りといった生産革新活動による生産性向上等を着実に実行しております。

その結果、当連結会計年度において、売上高は4,041億4千8百万円(前期比12.3%増)、営業利益は367億7千4百万円(前期比3.4%減)、経常利益は394億2百万円(前期比3.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は255億3千7百万円(前期比1.3%増)となりました。

(2) 為替変動の影響

円の為替レートの変動により、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ146億円、営業利益は9億円、各々増加したと試算されます。ただし、この試算は、当連結会計年度の外貨建の営業収入、売上原価、販売費及び一般管理費に、前連結会計年度の東京外国為替市場における平均円レートを適用して算出したものであり、為替変動に対応した販売価格の変更の影響は考慮されておりません。

(3) 売上高及び営業利益について

世界の自動車生産台数は、日本で微減、米州で横ばい、欧州、アジア、中国で微増、全体として微増となりました。二輪車生産台数では、日本、アジア、中国で減少、米州で微減、欧州で増加、全体として減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの自動車機器事業は、米州における売上増加により増収となったものの、第2四半期連結会計期間において発生した一過性費用等の影響により減益となりました。

その結果、当連結会計年度における自動車機器事業の売上高は3,127億8千万円(前期比15.7%増)、営業利益は211億8千5百万円(前期比11.5%減)となりました。

コンポーネツ事業が関連する車載市場、A V市場は横ばい、情報通信市場は微増、L E D照明市場は増加となったものの遊技市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループのコンポーネツ事業(L E D、液晶等)は、車載向けL E Dは増加したものの、自動車用電球が減少したほか、アジアでの液晶新ラインの立上げ費用増加等により減収減益となりました。

その結果、当連結会計年度におけるコンポーネツ事業の売上高は305億4百万円(前期比3.2%減)、営業利益は56億2百万円(前期比2.8%減)となりました。

電子応用製品事業が関連する車載インテリア市場は世界で微増、L E D照明市場は増加となったものの、O A市場は横ばい、A V市場のうちカメラ市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの電子応用製品事業(L E D照明製品、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル等)は、車載向けの操作パネル、及び電子基板製品等が堅調に推移し増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度における電子応用製品事業の売上高は598億7千9百万円(前期比3.4%増)、営業利益は68億3千7百万円(前期比15.5%増)となりました。

(4) 営業外収益(費用)

営業外収益(費用)は、前連結会計年度の25億5千5百万円の収益(純額)から、26億2千7百万円の収益(純額)となりました。主に、持分法による投資利益の増加等によるものです。

(5) 特別利益(損失)

特別利益(損失)は、前連結会計年度の8億6千2百万円の損失(純額)から、5億9千8百万円の損失(純額)となりました。主に、早期割増退職金の減少等によるものです。

(6) 税金等調整前当期純利益

税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度の397億4千7百万円から2.4%減少し、388億4百万円となりました。

(7) 法人税等

税金等調整前当期純利益に対する法人税等の負担率は、前連結会計年度の26.6%から0.1ポイント増加し、26.7%となりました。

(8) 非支配株主に帰属する当期純利益

非支配株主に帰属する当期純利益は、主としてVietnam Stanley Electric Co., Ltd.、武漢斯坦雷電気有限公司、Asian Stanley International Co., Ltd.及び広州斯坦雷電気有限公司の非支配株主に帰属する利益からなり、前連結会計年度の39億8千4百万円に対し、当連結会計年度は28億9千4百万円となりました。

(9) 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度の251億9千8百万円に対し、255億3千7百万円となりました。なお、1株当たり当期純利益金額は、前連結会計年度の149.83円に対し、152.88円となりました。

(10) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は4,311億4百万円となり、前連結会計年度末に比べ175億4千7百万円減少しております。主な要因は、固定資産が95億5千5百万円減少したこと及び流動資産が79億9千1百万円減少したことによるものです。固定資産の減少は、株価の下落等により投資有価証券が減少したこと等によるものです。流動資産の減少は、たな卸資産及び有価証券が減少したこと等によるものです。

負債は1,094億7千2百万円となり、前連結会計年度末に比べ70億5百万円減少しております。主な要因は、繰延税金負債及び短期借入金が増加したこと等によるものです。

純資産は3,216億3千1百万円となり、前連結会計年度末に比べ105億4千2百万円減少しております。主な要因は、株主資本が168億5千8百万円増加したものの、その他の包括利益累計額が254億8千7百万円減少したことによるものです。株主資本の増加は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等によるものです。また、その他の包括利益累計額の減少は、為替レートの変動に伴い為替換算調整勘定が減少したこと及び株価の下落によりその他有価証券評価差額金が減少したこと等によるものです。

(11) キャッシュ・フロー

	前連結会計年度 (平成27年3月期) (百万円)	当連結会計年度 (平成28年3月期) (百万円)	増減 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,439	54,044	9,605
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,801	33,024	1,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,219	11,283	2,064
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,509	4,622	9,131
現金及び現金同等物の増減額	7,928	5,114	2,814
現金及び現金同等物の期首残高	73,135	81,063	7,928
現金及び現金同等物の期末残高	81,063	86,177	5,114

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ51億1千4百万円増加し、861億7千7百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増減額の減少21億5千3百万円、その他の減少25億8千9百万円等による資金減があったものの、たな卸資産の増減額の増加61億2千5百万円、仕入債務の増減額の増加36億8千1百万円、減価償却費の増加33億3千7百万円等による資金増により、前連結会計年度に比べ96億5百万円増加し、540億4千4百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少39億9千8百万円等による資金増があったものの、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入の減少39億2千7百万円、定期預金の払戻による収入の減少18億5千7百万円等による資金減により、前連結会計年度に比べ12億2千2百万円減少し、330億2千4百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還による支出の減少100億円による資金増があったものの、社債の発行による収入の減少100億円、自己株式の取得による支出の増加9億9千8百万円等による資金減により、前連結会計年度に比べ20億6千4百万円減少し、112億8千3百万円となりました。

(12) 主な契約債務

主な契約債務	合計 (百万円)	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)
借入金	11,057	11,057	-
社債	10,000	-	10,000

借入金については、銀行借入によるものであります。

社債は平成26年4月23日に発行した期間5年の第4回無担保社債であり、平成26年4月25日償還の社債償還資金に充当いたしました。

また、当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、平成28年3月31日現在、金融機関6社とシンジケーション方式による総額150億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(13) 財務政策

当社グループは、グローバルなグループ経営の実現に向けて、機動的かつ効率的な資金循環のできる体制の充実に図っております。日本においては、国内グループ各社に対する当社及びグループ金融子会社を通じた調達体制を、海外においては、米州、欧州、中国及びアジア・大洋州の各極の持株会社を使って域内の資金循環を実施しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の実績は、390億3百万円で、その内訳は次のとおりであります。

投資区分	金額(百万円)
自動車機器事業	29,408
コンポーネンツ事業	1,353
電子応用製品事業	5,192
その他	580
全社	2,469
合計	39,003

(注) 全社は、基礎的試験研究活動及び管理部門に係る設備投資額であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							土地 面積 (㎡)	従業 員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地	リース 資産	建設 仮勘定	合計		
秦野 製作所	神奈川県 秦野市	自動車機器 事業、 コンポーネ ンツ事業、 電子応用製 品事業、 全社	四輪事業、 コンポーネ ンツ事業、 電子応用製 品事業設備	11,668	5,003	4,465	132	-	2,044	23,314	78,315	1,429
岡崎 製作所	愛知県 岡崎市	自動車 機器事業	四輪事業 設備	2,610	2,385	1,893	2,753	-	621	10,264	99,269	503
浜松 製作所	静岡県 浜松市 北区	自動車 機器事業	四輪事業、 二輪事業 設備	2,302	798	495	2,022	-	1,048	6,667	66,765	263
広島 工場	広島県 東広島市	自動車 機器事業	四輪事業 設備	1,488	1,243	2,630	483	-	1,070	6,916	19,940	281
山形 工場	山形県 鶴岡市	コンポーネ ンツ事業	コンポーネ ンツ事業 設備	862	249	39	620	-	250	2,022	32,968	42
本社	東京都 目黒区	自動車機器 事業、 コンポーネ ンツ事業、 電子応用製 品事業、 全社	その他設備	6,047	83	319	1,070	328	40	7,890	15,854	234
技術 研究所	神奈川県 横浜市 青葉区	自動車機器 事業、 コンポーネ ンツ事業、 電子応用製 品事業、 全社	技術研究 開発設備	795	343	164	519	-	83	1,906	6,815	149
宇都宮 技術セ ンター	栃木県 宇都宮市	自動車機器 事業、 電子応用製 品事業	開発・ 設計・ 試作設備	173	-	4	380	-	-	559	5,229	157
横浜技 術セン ター	神奈川県 横浜市 青葉区	自動車機器 事業、 電子応用製 品事業	開発・ 設計・ 試作設備	188	25	143	670	-	595	1,623	2,000	190
オプト テクニ カルセ ンター	神奈川県 横浜市 青葉区	コンポーネ ンツ事業	開発・ 設計・ 試作設備	587	11	188	594	-	-	1,381	1,484	128
狭山 営業所 他6拠 点	埼玉県 川越市 他	自動車機器 事業、 コンポーネ ンツ事業、 電子応用製 品事業	その他設備	103	7	21	273	-	-	405	4,414	107

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							土地面積(m ²)	従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	リース資産	建設仮勘定	合計		
㈱スタンレーいわき製作所	福島県いわき市	自動車機器事業、コンポーネンツ事業、電子応用製品事業、その他	四輪事業、コンポーネンツ事業、電子応用製品事業設備	1,551	495	66	602	9	294	3,018	38,184	199
㈱スタンレー鶴岡製作所	山形県鶴岡市	コンポーネンツ事業	コンポーネンツ事業設備	612	2,534	198	366	12	312	4,035	58,232	399
㈱スタンレー新潟製作所	新潟県新潟市南区	自動車機器事業、電子応用製品事業	四輪事業、二輪事業、電子応用製品事業設備	1,640	1,141	221	541	-	152	3,697	20,116	110 [43]

(3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							土地面積(m ²)	従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	リース資産	建設仮勘定	合計		
Stanley Electric U.S.Co., Inc.	London Ohio U.S.A.	自動車機器事業、電子応用製品事業	四輪事業、二輪事業、電子応用製品事業設備	4,117	8,036	1,222	209	-	1,425	15,012	412,779	1,355 [355]
I I Stanley Co., Inc.	Battle Creek Michigan U.S.A.	自動車機器事業、電子応用製品事業	四輪事業、電子応用製品事業設備	1,136	2,875	247	31	-	45	4,335	202,343	620 [277]
Stanley Electric do Brasil Ltda.	Limeira São Paulo Brasil	自動車機器事業	四輪事業設備	1,253	1,266	53	41	-	1,994	4,608	63,941	189
Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.	Zapopan Jalisco Mexico	自動車機器事業	四輪事業設備	-	14	4	272	-	3,444	3,735	100,645	23
天津斯坦雷電気有限公司	中華人民共和国天津市	自動車機器事業、コンポーネンツ事業	四輪事業、コンポーネンツ事業設備	1,446	4,252	1,728	-	-	2,135	9,562	- [52,536]	975 [120]
天津斯坦雷電気科技有限公司	中華人民共和国天津市	その他	設計開発設備	310	206	0	-	-	18	536	- [45,007]	108

平成28年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							土地面積(m ²)	従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	リース資産	建設仮勘定	合計		
広州斯坦雷電気有限公司	中華人民共和国 広東省 広州市	自動車機器事業	四輪事業設備	4,265	3,669	3,951	-	-	1,901	13,788	- [96,668]	1,051 [168]

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。
 3 天津斯坦雷電気有限公司、天津斯坦雷電気科技有限公司、広州斯坦雷電気有限公司は土地を賃借しており、面積については[]で外書しております。
 4 全社は、基礎的試験研究活動及び管理部門に係る設備であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設は以下のとおりであります。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額(百万円)	既支払額(百万円)			
Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.	Zapopan Jalisco Mexico	自動車機器事業	四輪事業設備	6,140	4,019	自己資金及び借入金で充当	平成27年6月	平成28年8月
武漢斯坦雷電気有限公司	中華人民共和国 湖北省 武漢市	自動車機器事業	四輪事業設備	7,510	6,550	自己資金及び一部借入金で充当	平成24年1月	平成28年8月

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,100,000	177,100,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	177,100,000	177,100,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

第2回新株予約権

平成23年7月29日 取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	254個	246個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	25,400株 (注) 1	24,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,124円 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 1,124円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得条項
 - 下記(注)4に準じて決定する。
- 4 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第3回新株予約権

平成24年7月30日 取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	760個	750個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	76,000株 (注) 1	75,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,222円 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 1,222円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得条項
 - 下記(注)4に準じて決定する。
- 4 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第1回株式報酬型新株予約権

平成25年7月26日 取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	130個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,000株 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月28日～平成55年8月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 1,804円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 上記1.は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得条項
 - 下記(注)3に準じて決定する。
- 3 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第4回新株予約権

平成26年7月30日 取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	2,136個	2,126個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	213,600株 (注) 1	212,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,588円 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 2,588円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

下記(注)4に準じて決定する。

- 4 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回株式報酬型新株予約権

平成26年7月30日 取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	136個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,600株 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月27日～平成56年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 2,422円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 上記1.は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得条項
 - 下記(注)3に準じて決定する。
- 3 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第5回新株予約権

平成27年7月27日 取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	2,141個	2,131個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	214,100株 (注) 1	213,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,272円 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 2,272円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得条項
 - 下記(注)4に準じて決定する。
- 4 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第3回株式報酬型新株予約権

平成27年7月27日 取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	161個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	16,100株 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年9月2日～平成57年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 2,079円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 上記1.は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得条項
 - 下記(注)3に準じて決定する。
- 3 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)	1,340	180,000		30,514		29,825
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)	1,000	179,000		30,514		29,825
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)	600	178,400		30,514		29,825
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)	600	177,800		30,514		29,825
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)	700	177,100		30,514		29,825

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	60	37	167	412	3	7,807	8,487	
所有株式数 (単元)	1,953	679,168	9,420	230,149	626,891	4	222,005	1,769,590	141,000
所有株式数 の割合(%)	0.11	38.38	0.53	13.01	35.43	0.00	12.54	100.00	

(注) 1 自己株式10,611,180株は、「個人その他」に106,111単元、「単元未満株式の状況」に80株が含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は10,610,180株であります。

2 証券保管振替機構名義の株式については、「その他の法人」に30単元が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	10,744	6.07
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	9,235	5.21
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	8,111	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,791	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,922	3.91
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	6,886	3.89
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,440	3.07
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	2,901	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,677	1.51
公益財団法人北野生涯教育振興会	東京都目黒区五本木1丁目12番16号	2,566	1.45
計	-	63,277	35.73

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式10,610千株(5.99%)があります。
- 2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 7,791千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 6,922千株 |
- 3 野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)につきましては、株式会社三菱東京UFJ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、株式会社三菱東京UFJ銀行の指示により行使されることとなっております。
- 4 当事業年度中に、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーが新たに主要株主となりました。
- 5 平成27年11月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書においてアーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーが平成27年11月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミルウォーキー、スウィート800、ウィスコンシン・アヴェニュー-875 E	18,149	10.21
計	-	18,149	10.21

- 6 平成24年12月17日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから関東財務局長に提出された大量保有に関する変更報告書により、平成24年12月10日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	8,117	4.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	7,500	4.19
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	372	0.21
計	-	15,990	8.93

- 7 平成27年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成27年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	6,117	3.44
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	632	0.36
計	-	6,749	3.80

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,610,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 166,348,900	1,663,489	
単元未満株式	普通株式 141,000		
発行済株式総数	177,100,000		
総株主の議決権		1,663,489	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	10,610,100		10,610,100	5.99
計		10,610,100		10,610,100	5.99

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成23年7月29日取締役会決議)

当社取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の常勤取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成23年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名 当社執行役員12名 当社従業員502名 当社関係会社の取締役65名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	211,500株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成24年7月30日取締役会決議)

当社取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の常勤取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成24年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名 当社執行役員13名 当社従業員512名 当社関係会社の取締役66名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	215,200株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成25年7月26日取締役会決議)

当社取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成25年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	22,800株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成26年7月30日取締役会決議)

当社取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の常勤取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成26年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名 当社執行役員10名 当社従業員547名 当社関係会社の取締役67名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	217,600株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成26年7月30日取締役会決議)

当社取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成26年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	18,200株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成27年7月27日取締役会決議)

当社取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の常勤取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成27年7月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年7月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社執行役員12名 当社従業員556名 当社関係会社の取締役70名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	214,700株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成27年7月27日取締役会決議)

当社取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成27年7月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年7月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	16,100株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得等

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年5月18日)での決議状況 (取得期間 平成27年5月19日～平成27年6月19日)	850,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	690,900	1,999,885,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	159,100	114,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	18.72	0.01
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	18.72	0.01

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年1月29日)での決議状況 (取得期間 平成28年2月1日～平成28年2月16日)	700,000	1,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	579,000	1,499,838,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	121,000	161,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	17.29	0.01
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	17.29	0.01

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,648	6,976,159
当期間における取得自己株式	165	392,260

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	700,000	1,326,724,000		
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他 (単元未満株式の買増請求) (ストックオプションの権利行使)	186,400	342,534,962	1,800	3,411,594
保有自己株式数	10,610,180		10,608,545	

(注) 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求)(ストックオプションの権利行使)」及び「保有自己株式数」には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主各位に対しては、安定した配当の維持及び適正な利益還元を基本としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当社の配当金につきましては、安定した配当の維持及び適正な利益還元を基本としており、連結配当性向20%以上、自己株の取得を含めた総還元性向は、連結で35%以上を目標としております。当期の期末配当金につきましては、平成27年4月27日公表の1株当たり17円とし、当中間配当金の1株当たり17円と合わせて年間配当金は34円としております。

なお、当社では、株主各位への利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、当期において、34億9千9百万円(126万株)の自己株式取得を実施いたしました。また、平成28年3月7日に13億2千6百万円(70万株)の自己株式の消却を行っております。

内部留保金につきましては、中長期的な展望に立った新製品・新事業の開発及び経営体制の効率化等企業価値を高めるための投資に活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年10月28日 取締役会決議	2,838	17.00
平成28年5月16日 取締役会決議	2,830	17.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	1,429	1,715	2,605	3,160	3,065
最低(円)	1,000	1,019	1,539	1,985	2,092

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年 10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
最高(円)	2,779	2,767	2,830	2,679	2,870	2,656
最低(円)	2,273	2,290	2,566	2,334	2,230	2,331

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性14名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		北野 隆典	昭和31年4月22日生	昭和58年6月 スタンレー電気株式会社入社 昭和58年6月 監査役(常勤)就任 昭和60年6月 取締役就任 昭和63年6月 常務取締役就任 昭和63年6月 経営支援事業部長 平成2年6月 代表取締役専務就任 平成6年6月 代表取締役副社長就任 平成8年6月 電子機器事業本部長 平成11年6月 代表取締役社長就任(現) 平成14年3月 Hella-Stanley Holding Pty Ltd CO-CEO就任(現)	(注4)	474
常務取締役	購買担当 ロジス ティクス 担当 環境担当 コンプラ イア ンス・企業 倫理担当 日本関係 会社事業 担当	平塚 豊	昭和31年10月28日生	昭和55年3月 スタンレー電気株式会社入社 平成14年4月 事業管理室部門長 平成16年4月 経理部門長 平成17年6月 執行役員 平成17年7月 ディスプレイデバイス事業部長 株式会社スタンレー伊那製作所代表取締 役社長 平成20年6月 取締役就任 平成23年5月 Stanley Electric Holding of America, Inc. 取締役社長 平成23年5月 Stanley Electric Holding Asia- Pacific Pte.Ltd. 取締役社長 平成23年6月 Stanley Electric Holding Europe Co., Ltd. 取締役社長 平成25年6月 購買担当(現) ロジスティクス担当(現) コンプライアンス・企業倫理担当(現) 日本関係会社事業担当(現) 平成26年6月 常務取締役就任(現) 平成27年6月 環境担当(現)	(注4)	29
取締役	技術担当 品質担当 アジア・ 大洋州事 業担当	田辺 徹	昭和34年3月10日生	昭和56年4月 スタンレー電気株式会社入社 平成13年4月 インテグレートッドコンポーネンツ事業 部第一技術部門長 平成19年4月 インテグレートッドコンポーネンツ工場 部門長 平成20年6月 執行役員 インテグレートッドコンポーネンツ事業 部長 平成22年6月 深圳斯坦雷電気有限公司董事長 平成22年6月 蘇州斯坦雷電気有限公司董事長 平成22年6月 取締役就任(現) 平成26年6月 斯坦雷電気貿易(深圳)有限公司董事長 (現) 平成26年6月 技術担当(現) アジア・大洋州事業担当(現) 平成27年6月 品質担当(現)	(注4)	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	コーポレートマネジメント担当	飯野 勝利	昭和36年9月23日生	昭和60年4月 スタンレー電気株式会社入社 平成17年6月 経理部門長 平成20年6月 株式会社スタンレーパル 代表取締役社長(現) 平成21年6月 執行役員 平成24年6月 Stanley Electric Holding of America, Inc. 取締役社長(現) 平成24年6月 Stanley Electric Holding Europe Co., Ltd. 取締役社長(現) 平成24年6月 Stanley Electric Holding Asia- Pacific Pte.Ltd. 取締役社長(現) 平成24年6月 斯坦雷電気(中国)投資有限公司董事長 (現) 平成25年6月 取締役就任(現) コーポレートマネジメント担当(現)	(注4)	13
取締役	研究・開発担当 テクニカルマーケティング 担当 欧州事業 担当	下田 浩二	昭和37年4月27日生	昭和60年4月 スタンレー電気株式会社入社 平成17年6月 マーケティング部門長 平成20年6月 執行役員 平成26年6月 ストロボ事業部長 取締役就任(現) 研究・開発担当(現) テクニカルマーケティング担当(現) 平成27年6月 欧州事業担当(現)	(注4)	13
取締役	生産担当 米州事業 担当	高森 啓之	昭和32年1月2日生	昭和52年4月 スタンレー電気株式会社入社 平成21年6月 執行役員 四輪第二事業部長 平成26年6月 取締役就任(現) 生産担当(現) 平成27年6月 米州事業担当(現)	(注4)	18
取締役	営業担当 中国事業 担当 四輪第一 事業部長	米谷 光弘	昭和33年8月17日生	昭和49年3月 スタンレー電気株式会社入社 平成19年4月 四輪第一事業部第一営業部門長 平成21年6月 執行役員 四輪第一事業部長 平成26年5月 広州斯坦雷電気有限公司副董事長・総経 理 平成26年5月 武漢斯坦雷電気有限公司董事長 平成27年6月 取締役就任(現) 営業担当(現) 中国事業担当(現) 平成27年6月 蘇州斯坦雷電気有限公司董事長(現) 平成27年6月 深圳斯坦雷電気有限公司董事長(現) 平成27年6月 上海斯坦雷電気有限公司董事長(現) 平成27年6月 天津斯坦雷電気有限公司董事長(現) 平成27年9月 天津斯坦雷電気科技有限公司董事長(現) 平成28年6月 四輪第一事業部長(現)	(注4)	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		森 正 勝	昭和22年 1月22日生	昭和47年10月 公認会計士資格取得 平成元年 2月 アンダーセン・コンサルティング(現 アクセンチュア株式会社) 代表取締役社長 アンダーセン・コンサルティング(グローバル)(現 アクセンチュア株式会社) ボードメンバー 平成15年 4月 アクセンチュア株式会社代表取締役会長 平成19年 4月 スカパーJSAT株式会社(現 株式会社スカパーJSATホールディングス) 社外取締役(現) 平成19年 9月 アクセンチュア株式会社最高顧問 平成21年10月 国際大学学長 平成22年 6月 取締役就任(現) 平成25年 4月 国際大学特別顧問 平成25年 6月 ヤマトホールディングス株式会社社外取締役(現) 平成25年11月 国際大学副理事長(現) 平成27年 3月 キリンホールディングス株式会社社外監査役(現)	(注 4)	8
取締役		河 野 宏 和	昭和32年 4月22日生	昭和62年 4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助手 平成 3年 4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授 平成10年 4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授(現) 平成21年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長(現) 平成21年10月 慶應義塾大学ビジネス・スクール校長(現) 平成24年 1月 アジア太平洋ビジネススクール協会会長 平成25年 5月 公益社団法人日本経営工学会会長(現) 平成26年 6月 株式会社岡三証券グループ社外監査役 平成27年 6月 取締役就任(現) 平成27年 6月 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員(現)	(注 4)	1
監査役 常勤		山 口 隆 太	昭和26年11月29日生	昭和60年 9月 スタンレー電気株式会社入社 平成 2年 8月 自動車機器第三営業部門長 平成 4年 6月 取締役就任 平成 5年 4月 自動車機器営業統括部長 平成 7年 4月 AP統括部長 平成 8年 6月 常務取締役就任 平成 8年 6月 AP事業部長 平成10年 6月 専務取締役就任 平成10年 6月 自動車機器事業副本部長 平成11年 6月 自動車機器事業本部長 平成19年 6月 監査役(常勤)就任(現)	(注 5)	72
監査役 常勤		古 田 透	昭和28年 7月31日生	昭和52年 4月 スタンレー電気株式会社入社 平成14年 4月 マーケティング部門長 平成17年 6月 執行役員 照明応用事業部長 平成22年 6月 取締役就任 光半導体事業部長 平成25年 6月 監査役(常勤)就任(現)	(注 7)	21

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		山内悦嗣	昭和12年6月30日生	昭和37年12月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー 会計監査事務所入所 昭和43年7月 公認会計士登録 平成11年6月 日本アーサーアンダーセン研究所(現 ARI 研究所)副理事長 平成11年6月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友 銀行)社外取締役 平成12年6月 監査役就任(現) 平成13年3月 株式会社アマナ社外取締役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグルー プ社外取締役 平成15年6月 ソニー株式会社社外取締役 平成17年6月 ソニー生命保険株式会社監査役 平成17年6月 株式会社三井住友銀行社外取締役 平成18年6月 住友電装株式会社社外監査役 平成23年3月 株式会社アマナホールディングス(現 株 式会社アマナ)監査役 平成23年6月 セイコーホールディングス株式会社社外 監査役(現)	(注5)	4
監査役		網谷充弘	昭和31年6月2日生	昭和60年4月 弁護士登録 昭和60年4月 外立法律事務所入所 昭和63年1月 フォン・ミホ・オカノ&ウオン法律事務 所(現 マッコリーソン・ミラー・ムカ イ・マッキノンLLP) 平成元年7月 デイビス・ライト&ジョーンズ法律事務 所(現 デイビス・ライト・トゥレメイン LLP) 平成元年11月 脇田法律事務所 平成2年3月 島田・瀬野・網谷法律事務所パートナ ー 弁護士 平成7年4月 一橋総合法律事務所パートナー弁 護士 (現) 平成18年6月 監査役就任(現) 平成25年5月 株式会社ハブ社外監査役(現)	(注6)	7
監査役		菅野寛	昭和33年11月14日生	昭和58年4月 株式会社日建設計入社 平成3年8月 株式会社ポストン・コンサルティング・ グループ入社 同社 最終役職 パートナー&マネージ ング・ディレクター 平成20年7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 (現) 平成24年10月 株式会社ジャパンディスプレイ社外取締 役(現) 平成26年6月 株式会社WOWOW社外取締役(現) 平成27年6月 監査役就任(現) 平成28年3月 三井海洋開発株式会社社外取締役(現)	(注5)	0
計						691

- (注) 1 常勤監査役 山口隆太は、代表取締役社長 北野隆典の義兄であります。
2 取締役 森正勝、河野宏和は、社外取締役であります。
3 監査役 山内悦嗣、網谷充弘、菅野寛は、社外監査役であります。
4 取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役 山口隆太、山内悦嗣、菅野寛の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 監査役 網谷充弘の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7 監査役 古田透の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、スタンレーグループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』のもと、経営理念に「光の価値の限りなき追求」、「ものづくりを究める経営革新」、「真に支える人々の幸福の実現」を掲げ、グローバルな事業活動はもとより、“光の5つの価値”＝「光を創る」、「光で感知・認識する」、「光で情報を自在に操る」、「光のエネルギーを活かす」、「光で場を演出する」の探究により社会的価値を創造し、広く社会に貢献することを目指しております。

すべてのステークホルダーの期待として、経営の「透明性」、「公正性」を追求し、世界に通用するコーポレート・ガバナンスの確立に向け邁進しております。

企業統治の体制

(企業統治の体制の概要)

当社では、監査役制度を採用しております。

取締役会は、取締役9名で構成され、経営方針等の会社の業務執行に関する意思決定と取締役の業務執行の監視・監督を行っております。

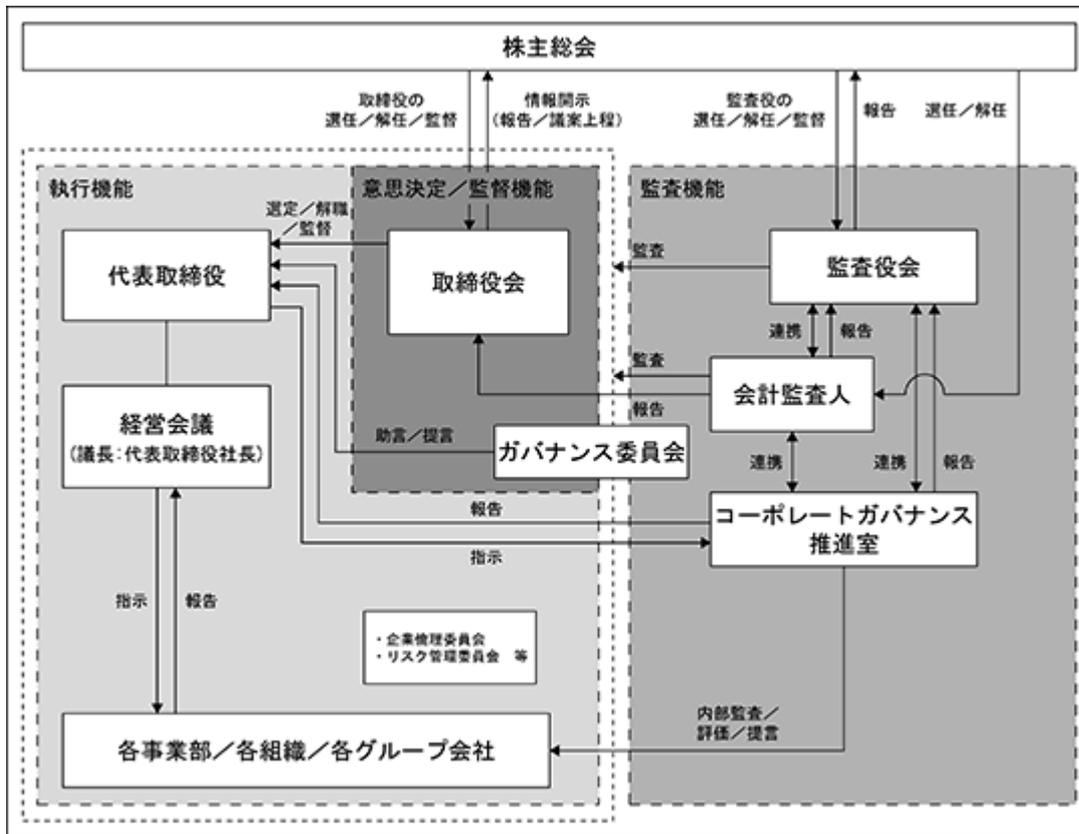
当社グループ事業に精通している取締役が、取締役会での活発な議論を経て事業経営に関する迅速かつ正確な経営判断を行っております。

当社の社外取締役は2名で、取締役会に出席し、取締役会の意思決定及び業務執行の監督において、社外取締役として期待される役割を担っております。

他方、監査役につきましては、監査役5名（うち社外監査役3名）により監査役会を構成し、取締役の職務執行を監査しております。

十分な社内知識を有する監査役と、社外での豊富な経験・実績を有する社外監査役とが活発な意見交換を行うことにより、より公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、社外取締役及び社外監査役を構成員とし、当社の持続的成長につながる幅広い提言を行う代表取締役の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しております。

なお、当社では、全社的に影響を及ぼす重要な事項については、取締役会に諮る以前に多面的な検討を経て慎重に決定するために、主な取締役で経営会議を組織し、審議しております。また、執行役員制度を取り入れ、「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を図っております。



(当該企業統治の体制を採用する理由)

当社においては、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査部門との積極的な連携を通じて行う「監査」と、当社グループ事業に精通した取締役により活発な議論を経て事業経営に関する迅速かつ正確な経営判断を行う取締役会による「経営戦略の立案」「業務執行の監督」とが協働し、ガバナンスの有効性を図っております。また、そこに独立性を保持し、高度な経営に対する経験・識見等を有する社外取締役が加わることで、よりガバナンス機能の強化を図っております。

上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当該ガバナンス体制を採用しております。

(内部統制システムの整備の状況等)

[1]取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会はコーポレートガバナンスを一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守態勢の確立に努めております。

監査役会により内部統制システムの機能と有効性を監査しております。

[2]取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報として、取締役会等主要会議体の議事録、社内稟議、各種契約書等を「文書管理規定」等の社内規定に基づき保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存しております。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書又は電磁的記録を閲覧することができるものとします。

情報の漏洩・滅失・紛失を防止するとともに情報の漏洩・滅失・紛失時の対応策を講じるため、情報セキュリティ体制を構築し、規定等に基づき管理、運用、監査を実施しております。

[3]損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を体系的に定める「リスク管理規定」を制定し、「リスク管理委員会」を設置し、代表取締役のもとにリスク管理体制を構築しております。

「リスク管理委員会」は、企業を取り巻く危険やリスクに迅速かつ的確に対処するよう努めるとともに、取締役及び監査役に直ちに情報が伝わる仕組みを構築しております。

[4]取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

スタンレーグループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指して達成すべき10年間の目標として「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定し、さらにその中期的な目標として中期3ヶ年経営計画及び毎年の単年度経営計画を策定し、各期ごとに目標のレビューを実施し、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保するシステムを採用しております。目標を達成するためのグループの体制として、事業部・機能部門・地域（拠点）の3つの軸が連携する「3次元グループマトリクス経営」を採用しております。

当社の取締役は、当社グループ事業に精通し、「取締役会規則」に則って取締役会での慎重な議論を経て事業経営に関する迅速かつ適切な経営判断を行っております。

全社的に影響を及ぼす重要な事項については、取締役会に諮る以前に多面的な検討を経て慎重に決定するために、主な取締役で経営会議を組織し、審議しております。

これらの決裁体制により適正かつ効率的な意思決定を行っております。

[5]使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、『スタンレーグループ行動規範』を制定し、役員及び使用人がその行動を律するために従うべき規範としております。

『スタンレーグループ行動規範』では、法令、社内の規則・規定等に限ることなく、企業倫理(企業活動において守るべき社会から要請される社会・道徳規範)を対象としております。

『スタンレーグループ行動規範』を実効あるものとするために、企業倫理・法令遵守態勢として「企業倫理規定」を定め、企業倫理を所管する取締役を選任し、企業倫理委員会を組織するとともに、社内主要組織の長及び関係会社社長を企業倫理管理責任者として定めております。

企業倫理委員会は、法令違反事案への対応、企業倫理・法令遵守管理方針の立案、企業倫理・法令遵守状況の検証、社内教育等を行っております。

使用人等の法令違反行為等に関する内部通報制度として、企業倫理改善提案窓口を外部の弁護士事務所に設置しております。同窓口では、通報した使用人等を保護しながら、通報による正当な指摘・意見を把握し、適切な処置を行っております。

企業倫理委員会は、企業倫理管理責任者から定期、不定期に活動報告を受けるとともに、企業倫理・法令遵守に関して取締役会及び監査役会に報告しております。

[6]当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『スタンレーグループ行動規範』を当社グループ共通に適用する規範としております。

企業倫理改善提案窓口を当社及び子会社使用人全員が利用できるものとしております。

日常業務で発生する法令等に関する課題等については、当社の所管部門に対し子会社から問合せを実施できる体制とし、各社の企業倫理・法令遵守に活用しております。

グループで共通に留意すべき企業倫理・法令遵守に関する事象については、当社の所管部門から子会社に対して、情報提供等を実施するとともに、相互に情報交換を行っております。

当社及び子会社の業務運営状況を把握し、その改善を図るため、コーポレートガバナンス推進室を代表取締役直属の組織として設置し、内部監査を担当させ、その結果を代表取締役及び監査役会に報告させております。

「リスク管理委員会」は、グループ全体を取り巻く具体的リスクを予見し、そのリスクがもたらす損失を予防するための対策を定めることに加え、危機が発生した場合には安全を確保し、損失を最小限にとどめるための事後処理対策、再発防止策などを効果的かつ効率的に講じることによって、事業の継続と安定的発展を確保しております。

当社と子会社間の取引にあっては、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施しております。

子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使しております。

取締役の中から子会社ごとに主管取締役を選定し、子会社の業務遂行の効率性、適正性を指導・監督するとともに、子会社の業務遂行状況その他の重要な事項について子会社から報告を受け、必要に応じて、取締役会等の重要な会議に報告しております。

当社グループの監査役の連携を強化するため、関係会社監査役連絡会を定期的開催しております。

当社グループは反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。反社会的勢力及び団体への対応は総務部が統括部門となり、所轄の警察署、顧問弁護士との連携を強化し情報収集に努めております。

[7] 監査役職務の補助使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

コーポレートガバナンス推進室に所属する使用人の一部を監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人として選定しております。

当該使用人の任命・解雇・配転等の人事異動を行う場合、及び当該使用人を懲罰に処する場合には、事前に監査役と協議します。

監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人の業務については、監査役が当該業務を担当する使用人に対し、直接指揮命令することができます。

[8] 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、経営会議で決議された事項、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況、事業の遂行状況及び財務状況に関する事項、内部監査及びリスク管理に関する事項、重大な法令、定款違反に関する事項、その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、使用人は、上記、及びの事項について、監査役又は監査役会に対して当該事項を遅滞なく報告するものとします。

子会社の取締役、監査役、使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令、定款違反に関する事項、その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、当社の監査役又は監査役会に直接又は当社の関係部門を通じて遅滞なく報告するものとします。

監査役又は監査役会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知しております。

[9] 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

[10] その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会において監査の方針、監査計画、監査の方法等その職務を遂行するうえで必要と認められた事項を定めるものとします。

監査役会は、内部統制の実施状況を監査するために、いつでもコーポレートガバナンス推進室、総務部、経理部その他必要な部門を担当する取締役及び使用人から報告を受けることができるものとします。

監査役は、事業部会等の重要な会議に出席できるものとします。

監査役会は代表取締役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとします。

監査役会は代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明するものとします。

監査役会は、定期に会計監査人と会合をもち、会計監査の状況等について報告を求めるものとします。

(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役・社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、金5百万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

(適時開示)

当社では、株主及び資本市場に対しての説明責任を果たすべく、また、経営の透明性を高めるために、証券取引所の開示ルールに則り、適正なディスクロージャーを行うことが重要と考え、IR活動に注力しております。年2回、代表取締役参加の決算説明会を開催しております。

また、適宜プレス発表の実施及びホームページでのIR情報の充実等、適正かつ正確な情報開示に努めております。

(環境への取り組み)

当社は、環境に配慮した経営にも積極的に取り組んでおります。平成10年に当社の環境経営の行動基準である「環境基本理念・環境方針」を制定し、平成25年には社内外の環境変化に対応し積極的な改善活動をする内容に改定しました。スタンレーグループに関わる全ての人がこの新たな「環境基本理念」をしっかりと理解し、「環境方針」を実践することで、引き続き環境保全に取り組んでいきます。

内部監査及び監査役監査

(内部監査の状況)

内部監査部門であるコーポレートガバナンス推進室は、公認内部監査人を含む12名で構成されております。コーポレートガバナンス推進室は独立した専任組織として、「内部監査規定」に則り、内部統制の有効性、コンプライアンス等の観点から当社グループの業務全般を監査し、健全な業務執行の維持・向上に努めております。

(監査役監査の状況)

監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、社外監査役のうち1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する公認会計士であります。監査役は監査役会が定めた監査役監査基準及び監査計画に則り、取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的な会合を持ち、取締役等から職務の執行状況を聴取し、また、重要な決裁書類等を閲覧しております。さらに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対して業務の執行状況の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査し、企業の健全で持続的な発展に努めております。

(監査役と会計監査人との連携状況)

監査役及び監査役会は、会計監査人の監査に先立って会計監査人から監査計画や監査項目についての報告を受け、その妥当性について意見交換を行っております。また期中に行う会計監査の結果や財務報告に係る内部統制の状況に関しても意見交換を適宜行う等、緊密な連携を図っております。さらに四半期末に関するレビュー及び期末決算に関する会計監査の結果についても会計監査人から必ず報告を受けております。

(監査役と内部監査部門との連携状況)

監査役及び監査役会は、内部監査部門より監査計画、監査項目の報告を受け、監査役監査との整合性について意見交換を行い、当社グループの監査が効率的にできるよう努めております。また内部監査部門の部門長は監査役会に出席し、内部監査の結果報告を行うと同時に監査役監査の結果についても情報収集を行いお互いの連携を図っております。

(内部監査部門と会計監査人との連携状況)

内部監査部門の部門長は、監査役と会計監査人との会合に出席し、会計監査人の監査計画、期中及び期末の会計監査並びに内部統制監査の結果について報告を受け、併せて情報交換を行っております。

(監査役・内部監査部門・会計監査人と内部統制部門との関係)

監査役及び内部監査部門長は、内部統制上の重要な会議や各種委員会に出席し、内部統制に関わる報告を定期的に受けると同時に、企業倫理やリスク情報等についても適宜報告を受けております。また監査役、内部監査部門及び会計監査人が行った監査の結果のうち内部統制部門に関わる案件があった場合は、関連する情報を内部統制部門に通知し、お互いの連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

(独立性に関する方針)

社外取締役又は社外監査役の選任に当たっては、候補者が会社法第2条第15号及び同条16号並びに東京証券取引所が定める独立役員要件に適合しているかについて事前に検討しております。また、選任後の状況についても定期的に確認をしております。

(員数、独立性及び利害関係)

提出日現在において、当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、社外取締役及び社外監査役は、全員会社法第2条第15号及び同条16号に定める社外取締役及び社外監査役であり、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であり、東京証券取引所にその旨を届け出ております。

社外監査役網谷充弘氏が社外監査役をつとめる株式会社ハブと当社との間には電子応用製品の販売取引がありますが、その額は当社の年間売上高の0.1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

また、社外監査役菅野寛氏が社外取締役をつとめる株式会社ジャパンディスプレイと当社との間には電子応用製品の販売取引がありますが、その額は当社の年間売上高の0.1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

上記以外にいずれの社外取締役、社外監査役とも当社との間に特別な利害関係はありません。

(企業統治において果たす機能・役割及び選任状況に関する考え方)

社外取締役及び社外監査役は、他社の企業経営者としての豊富な経験、専門分野に対する高い識見と豊富な経験によって当社経営の客観性、中立性及び適法性を確保するため選任しております。また、社外取締役2名、社外監査役3名を選任することで、独立の立場から取締役の業務執行を監督・監視できることから透明性の高いガバナンス体制が整備できているものと考えております。

社外取締役

森 正 勝	長年にわたるコンサルティング会社経営者及び大学学長・理事としての識見と豊富な経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、取締役会の監督機能の充実に図っております。
河 野 宏 和	経営工学を専門とし、経営管理に関する識見と豊富な経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、取締役会の監督機能の充実に図っております。

社外監査役

山 内 悦 嗣	公認会計士としての識見と豊富な経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、経営の監視機能の充実に図っております。
網 谷 充 弘	弁護士としての識見と豊富な経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、経営の監視機能の充実に図っております。
菅 野 寛	経営コンサルタントとしての識見と豊富な経験、企業戦略立案の研究者としての専門的な知見によって、経営の客観性、中立性及び適法性を確保するために選任しており、経営の監視機能の充実に図っております。

(監督・監査及び監査役・内部監査部門・会計監査人との連携並びに内部統制部門との関係)

社外取締役に対して、取締役会において十分な審議を尽くしていただくため、経営企画室がサポートし、取締役会の各議案に関する内容の事前説明を行っております。

なお、社外監査役に対しては、コーポレートガバナンス推進室に、監査役補佐機能を設け、社外監査役を含む5名の監査役をサポートしております。取締役会の各議案に関する内容は、取締役会に先立って開催される監査役会において説明しております。

また、社外監査役は、監査役会で定めた監査方針、業務分担に従い、監査役会、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期会合、取締役等からの業務執行状況の報告、常勤監査役からの業務監査の報告、内部監査部門からの監査結果の報告、内部統制部門からの内部統制状況の報告及び会計監査人との定期会合を通じそれぞれの監査を実施しております。また、必要に応じて部門・子会社の実地調査に参画し適宜提言と助言を行っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	405	274	44	86	9
監査役(社外監査役を除く)	58	52		6	2
社外役員	29	26		2	6

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の総額(百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)		
			基本報酬	ストック オプション	賞与
北野 隆典 (代表取締役)	159	提出会社	108	16	35

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する方針の決定及びその方針の内容は、下記のとおりであります。

1) 方針の決定

当社は、取締役及び監査役(以下役員)の報酬等に関する方針について、役員報酬等を公平かつ適正に定める事を目的として、下記のとおり、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定することとしております。

- (a) 株主や社員から見て客観性のある報酬体系とする。
- (b) 業務執行責任を明確にするため、一部業績に連動した報酬体系とする。
- (c) 経済動向、当社経営環境、業績結果、同業他社動向等に照らして適正な決定を行う。

2) 方針の内容

- (a) 報酬は、下記体系により構成され、それぞれ設定した係数により算定しております。

- ・固定報酬
- ・成果報酬
- ・連結ROA基準報酬
- ・株主価値連動報酬

取締役(社外取締役を除く)に対し、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することとしております。

- (b) 取締役(社外取締役を除く)に対し、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、ストックオプションとして新株予約権を無償で付与しております。

- (c) 賞与については、下記計算方式により賞与枠を決定し、各役員に配分しております。

賞与枠 = 当期純利益 × 役員賞与算定係数

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 42銘柄

貸借対照表計上額の合計額 37,013百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	5,240,000	20,451	取引関係強化のため
トヨタ自動車(株)	565,000	4,736	取引関係強化のため
S L C O R P O R A T I O N	1,693,258	3,441	取引関係強化のため
スズキ(株)	761,000	2,749	取引関係強化のため
マツダ(株)	860,000	2,097	取引関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,007,300	1,492	取引関係強化のため
N O K (株)	396,800	1,436	取引関係強化のため
ウシオ電機(株)	951,800	1,423	取引関係強化のため
(株)リコー	1,086,780	1,421	取引関係強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	187,680	863	取引関係強化のため
(株)ニコン	410,000	660	取引関係強化のため
三菱鉛筆(株)	118,000	525	取引関係強化のため
リコーリース(株)	144,000	513	取引関係強化のため
ヤマハ発動機(株)	103,000	298	取引関係強化のため
サンワテクノス(株)	211,200	247	取引関係強化のため
S P K (株)	100,000	221	取引関係強化のため
Kenmos Technology Co.,Ltd.	2,195,187	201	取引関係強化のため
日本信号(株)	170,000	199	取引関係強化のため
住友電気工業(株)	100,000	157	取引関係強化のため
三菱自動車工業(株)	50,000	54	取引関係強化のため
川崎重工業(株)	60,000	36	取引関係強化のため
極東貿易(株)	158,000	35	取引関係強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	56,100	27	取引関係強化のため
(株)小糸製作所	6,000	21	取引関係強化のため
第一生命保険(株)	6,000	10	取引関係強化のため
(株)平和	4,000	9	取引関係強化のため
岡谷鋼機(株)	1,000	8	取引関係強化のため
シャープ(株)	12,000	2	取引関係強化のため
アルパイン(株)	1,000	2	取引関係強化のため
(株)オートバックスセブン	750	1	取引関係強化のため

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	5,240,000	16,170	取引関係強化のため
トヨタ自動車(株)	565,000	3,362	取引関係強化のため
S L C O R P O R A T I O N	1,693,258	2,696	取引関係強化のため
スズキ(株)	761,000	2,291	取引関係強化のため
マツダ(株)	860,000	1,501	取引関係強化のため
ウシオ電機(株)	951,800	1,423	取引関係強化のため
(株)リコー	1,086,780	1,245	取引関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,007,300	1,046	取引関係強化のため
N O K(株)	396,800	762	取引関係強化のため
(株)ニコン	410,000	706	取引関係強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	187,680	640	取引関係強化のため
三菱鉛筆(株)	118,000	569	取引関係強化のため
リコーリース(株)	144,000	481	取引関係強化のため
S P K(株)	100,000	201	取引関係強化のため
ヤマハ発動機(株)	103,000	192	取引関係強化のため
日本信号(株)	170,000	158	取引関係強化のため
サンワテクノス(株)	211,200	150	取引関係強化のため
Kenmos Technology Co.,Ltd.	1,149,872	92	取引関係強化のため
三菱自動車工業(株)	50,000	42	取引関係強化のため
極東貿易(株)	158,000	35	取引関係強化のため
川崎重工業(株)	60,000	19	取引関係強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	56,100	18	取引関係強化のため
(株)平和	4,000	9	取引関係強化のため
第一生命保険(株)	6,000	8	取引関係強化のため
岡谷銅機(株)	1,000	6	取引関係強化のため
(株)小糸製作所	1,000	5	取引関係強化のため
(株)オートバックスセブン	750	1	取引関係強化のため
アルパイン(株)	1,000	1	取引関係強化のため
日産自動車(株)	1,000	1	取引関係強化のため
ジェコー(株)	2,100	0	取引関係強化のため

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は佐々木雅広及び秋山俊夫であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。監査年数は佐々木雅広が3年、秋山俊夫が6年であります。当事業年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他の補助者17名であります。

その他

(取締役の定数)

当社の取締役は、20名以内とする旨を、定款で定めております。

(取締役の選任要件)

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を、定款で定めております。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、株主の皆さまへの機動的な利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を、定款で定めております。

(株主総会特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	70	2	75	-
連結子会社	16	-	15	-
計	87	2	91	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

前連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査公認会計士等に対して当社連結子会社が支払っている監査報酬等の金額は152百万円であります。

当連結会計年度

当連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査公認会計士等に対して当社連結子会社が支払っている監査報酬等の金額は175百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行のための書簡作成業務であります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容又はその変更等について適切に把握できる体制を確保するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計制度の改正情報を早期に入手するとともに外部加入団体の講習会等へ積極的に参加し人材の育成にも努めております。さらに関係部署や関係会社と情報の共有化や連携を図り、当社グループの業績情報の適正な開示に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	76,216	84,127
受取手形及び売掛金	67,050	65,915
有価証券	6,860	3,899
たな卸資産	² 36,684	² 31,048
繰延税金資産	2,243	2,263
その他	26,496	20,317
貸倒引当金	12	23
流動資産合計	215,539	207,547
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	59,893	57,852
機械装置及び運搬具（純額）	45,498	46,884
工具、器具及び備品（純額）	22,271	23,752
土地	12,877	13,035
リース資産（純額）	389	370
建設仮勘定	17,681	19,943
有形固定資産合計	¹ 158,611	¹ 161,838
無形固定資産		
のれん	337	216
その他	7,071	5,951
無形固定資産合計	7,409	6,168
投資その他の資産		
投資有価証券	³ 60,996	³ 51,542
繰延税金資産	1,543	1,683
その他	4,552	2,324
投資その他の資産合計	67,091	55,549
固定資産合計	233,112	223,556
資産合計	448,652	431,104

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,809	44,186
短期借入金	12,396	11,057
リース債務	145	154
未払法人税等	3,120	3,389
繰延税金負債	66	34
賞与引当金	3,288	3,147
役員賞与引当金	117	113
その他	18,642	15,263
流動負債合計	82,586	77,347
固定負債		
社債	10,000	10,000
リース債務	252	234
繰延税金負債	11,095	6,877
役員退職慰労引当金	51	49
退職給付に係る負債	8,239	12,844
資産除去債務	543	503
その他	3,707	1,616
固定負債合計	33,891	32,125
負債合計	116,478	109,472
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,825	29,878
利益剰余金	220,274	238,917
自己株式	18,272	20,109
株主資本合計	262,342	279,200
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,262	18,202
為替換算調整勘定	16,028	638
退職給付に係る調整累計額	1,015	5,054
その他の包括利益累計額合計	39,274	13,786
新株予約権	182	202
非支配株主持分	30,374	28,441
純資産合計	332,174	321,631
負債純資産合計	448,652	431,104

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	359,840	404,148
売上原価	283,304	326,240
売上総利益	76,535	77,907
販売費及び一般管理費	1, 2 38,481	1, 2 41,133
営業利益	38,054	36,774
営業外収益		
受取利息	521	391
受取配当金	976	1,028
持分法による投資利益	1,249	1,509
受取ロイヤリティー	1,353	1,246
助成金収入	737	120
雑収入	423	619
営業外収益合計	5,262	4,916
営業外費用		
支払利息	308	176
為替差損	1,395	1,351
特別調査費用	238	230
雑損失	763	529
営業外費用合計	2,706	2,288
経常利益	40,610	39,402
特別利益		
固定資産売却益	3 113	3 161
投資有価証券売却益	-	152
特別利益合計	113	314
特別損失		
固定資産除却損	4 564	4 911
投資有価証券評価損	40	-
投資有価証券売却損	-	1
早期割増退職金	370	-
特別損失合計	975	912
税金等調整前当期純利益	39,747	38,804
法人税、住民税及び事業税	10,317	9,591
法人税等調整額	246	781
法人税等合計	10,564	10,372
当期純利益	29,183	28,431
非支配株主に帰属する当期純利益	3,984	2,894
親会社株主に帰属する当期純利益	25,198	25,537

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	29,183	28,431
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,217	6,066
為替換算調整勘定	18,736	16,417
退職給付に係る調整額	3,097	4,038
持分法適用会社に対する持分相当額	1,898	2,082
その他の包括利益合計	1 28,949	1 28,604
包括利益	58,133	173
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	50,647	49
非支配株主に係る包括利益	7,486	222

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,514	29,825	200,816	17,183	243,973
会計方針の変更による 累積的影響額			607		607
会計方針の変更を反映 した当期首残高	30,514	29,825	201,424	17,183	244,581
当期変動額					
剰余金の配当			5,225		5,225
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,198		25,198
自己株式の取得				2,508	2,508
自己株式の消却			1,072	1,072	
新株予約権の行使			50	346	296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			18,850	1,089	17,760
当期末残高	30,514	29,825	220,274	18,272	262,342

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額			
当期首残高	19,049	1,099	4,123	162	24,334	282,296
会計方針の変更による 累積的影響額						607
会計方針の変更を反映 した当期首残高	19,049	1,099	4,123	162	24,334	282,904
当期変動額						
剰余金の配当						5,225
親会社株主に帰属する 当期純利益						25,198
自己株式の取得						2,508
自己株式の消却						
新株予約権の行使						296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,212	17,127	3,107	20	6,040	31,509
当期変動額合計	5,212	17,127	3,107	20	6,040	49,270
当期末残高	24,262	16,028	1,015	182	30,374	332,174

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,514	29,825	220,274	18,272	262,342
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		53			53
剰余金の配当			5,519		5,519
親会社株主に帰属する当期純利益			25,537		25,537
自己株式の取得				3,506	3,506
自己株式の消却			1,326	1,326	
新株予約権の行使			48	342	294
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		53	18,642	1,837	16,858
当期末残高	30,514	29,878	238,917	20,109	279,200

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額			
当期首残高	24,262	16,028	1,015	182	30,374	332,174
当期変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						53
剰余金の配当						5,519
親会社株主に帰属する当期純利益						25,537
自己株式の取得						3,506
自己株式の消却						
新株予約権の行使						294
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,059	15,389	4,038	19	1,932	27,400
当期変動額合計	6,059	15,389	4,038	19	1,932	10,542
当期末残高	18,202	638	5,054	202	28,441	321,631

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	39,747	38,804
減価償却費	25,181	28,519
貸倒引当金の増減額(は減少)	34	12
賞与引当金の増減額(は減少)	154	120
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	60	924
受取利息及び受取配当金	1,498	1,419
支払利息	308	176
持分法による投資損益(は益)	1,249	1,509
固定資産除売却損益(は益)	451	749
売上債権の増減額(は増加)	1,734	3,887
たな卸資産の増減額(は増加)	2,697	3,427
仕入債務の増減額(は減少)	1,911	1,769
その他	1,334	3,924
小計	55,322	61,673
利息及び配当金の受取額	1,946	1,892
利息の支払額	360	217
法人税等の支払額	12,469	9,303
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,439	54,044
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,250	2,025
定期預金の払戻による収入	2,295	437
有価証券の取得による支出	3,998	-
有形固定資産の取得による支出	33,176	31,789
有形固定資産の売却による収入	824	1,224
無形固定資産の取得による支出	1,107	938
投資有価証券の取得による支出	323	1,273
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	5,698	1,771
その他	764	431
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,801	33,024
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	88	539
社債の発行による収入	10,000	-
社債の償還による支出	10,000	-
自己株式の取得による支出	2,508	3,506
配当金の支払額	5,209	5,519
非支配株主への配当金の支払額	1,658	1,762
その他	69	43
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,219	11,283
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,509	4,622
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,928	5,114
現金及び現金同等物の期首残高	73,135	81,063
現金及び現金同等物の期末残高	1 81,063	1 86,177

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 38社

主要な連結子会社の名称

(株)スタンレーいわき製作所、(株)スタンレー鶴岡製作所、(株)スタンレー新潟製作所、
Stanley Electric U.S. Co., Inc.、I I Stanley Co., Inc.、Stanley Electric Holding of America, Inc.、
Stanley Electric do Brasil Ltda.、Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.、
天津斯坦雷電気有限公司、天津斯坦雷電気科技有限公司、広州斯坦雷電気有限公司、
斯坦雷電気(中国)投資有限公司

当連結会計年度において設立したStanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.及び天津斯坦雷電気科
技有限公司を連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

Thai Stanley Electric Public Co., Ltd.

Hella-Stanley Holding Pty Ltd

Lumax Industries Ltd.

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

SL Lighting Corp.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす
影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

連結子会社のうち、Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.、Stanley Electric Mexico S.A. de
C.V.、蘇州斯坦雷電気有限公司、深圳斯坦雷電気有限公司、天津斯坦雷電気有限公司、天津斯坦雷電気科技有限公
司、武漢斯坦雷電気有限公司、広州斯坦雷電気有限公司、重慶華渝斯坦雷電気有限公司、蘇州斯坦雷半導体照明科
技有限公司、上海斯坦雷電気有限公司、スタン雷電気貿易(深圳)有限公司及びスタン雷電気(中国)投資有限公司の決算
日はともに12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたり、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を
使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算出）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、主として支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10～14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権

ヘッジ方針

為替予約の限度額を実需の範囲とし、ヘッジ手段をヘッジ対象の範囲内で将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。なお、金額的に重要性がない場合には、発生連結会計年度に全額償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これに伴う連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

また、1株当たり情報に与える影響額は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- (1) (分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- (2) (分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- (3) (分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- (4) (分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- (5) (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

3 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	282,859百万円	288,306百万円

2. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
製品	19,331百万円	17,865百万円
仕掛品	4,518百万円	3,745百万円
原材料及び貯蔵品	12,834百万円	9,438百万円

3. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	14,471百万円	14,016百万円
(うち、共同支配企業に対する 投資の金額)	0百万円	0百万円

4. コミットメントライン契約

当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関6社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
コミットメントラインの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料賞与諸手当	13,558百万円	13,548百万円
退職給付費用	1,431百万円	1,116百万円
賞与引当金繰入額	1,252百万円	1,172百万円
役員賞与引当金繰入額	114百万円	113百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円	10百万円
貸倒引当金繰入額	6百万円	5百万円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	5,513百万円	5,527百万円

3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	-百万円
機械装置及び運搬具	11百万円	22百万円
工具、器具及び備品	2百万円	3百万円
土地	95百万円	136百万円

4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	71百万円	252百万円
機械装置及び運搬具	393百万円	423百万円
工具、器具及び備品	89百万円	183百万円
その他	10百万円	52百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	6,217百万円	9,372百万円
組替調整額	- 百万円	151百万円
税効果調整前	6,217百万円	9,523百万円
税効果額	999百万円	3,457百万円
その他有価証券評価差額金	5,217百万円	6,066百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	18,736百万円	16,417百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	18,736百万円	16,417百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	18,736百万円	16,417百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	3,091百万円	6,300百万円
組替調整額	1,458百万円	773百万円
税効果調整前	4,550百万円	5,526百万円
税効果額	1,453百万円	1,488百万円
退職給付に係る調整額	3,097百万円	4,038百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1,898百万円	2,082百万円
その他の包括利益合計	28,949百万円	28,604百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	178,400,000		600,000	177,800,000

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 600,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	9,905,905	1,116,927	798,800	10,224,032

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,327株

自己株式の取得による増加 1,113,600株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少 198,800株

自己株式の消却による減少 600,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権						182
合計							182

(注) 上記ストック・オプションとしての新株予約権のうち、権利行使期間の初日が到来していないものは89百万円であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月19日 取締役会	普通株式	2,527	15.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月27日 取締役会	普通株式	2,698	16.00	平成26年9月30日	平成26年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,681	16.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	177,800,000		700,000	177,100,000

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 700,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	10,224,032	1,272,548	886,400	10,610,180

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,648株

自己株式の取得による増加 1,269,900株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少 186,400株

自己株式の消却による減少 700,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権					202
合計						202

(注) 上記ストック・オプションとしての新株予約権のうち、権利行使期間の初日が到来していないものは89百万円であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月18日 取締役会	普通株式	2,681	16.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月28日 取締役会	普通株式	2,838	17.00	平成27年9月30日	平成27年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,830	17.00	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	76,216百万円	84,127百万円
有価証券勘定	6,860百万円	3,899百万円
預入れ期間が3か月を 超える定期預金	410百万円	1,849百万円
償還期間が3か月を超える 債券	1,602百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	81,063百万円	86,177百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、情報機器及び車両であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性がないため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料(解約不能のもの)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	121	119
1年超	85	42
合計	207	162

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、第一に安全性、第二に流動性、第三に収益性を重視して運用しております。資金調達は、主に社債発行、銀行を中心とした借入により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

定期預金等である現金及び預金は、取引金融機関の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「金融機関取引方針」により安全性を重視し、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引条件に定められた期間内に回収するものとして各事業部の営業管理部門が期日管理及び残高管理を行う体制をしております。当社グループの製品は日本国内のほか、米州、その他の地域において販売されており、外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、為替予約取引によりリスクをヘッジしており、その実行と管理を経理担当部署及び海外担当部署で行っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、毎月時価の状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金、設備投資に係る資金調達であり、社債は主に運転資金に係る資金調達であります。営業債務、借入金及び社債は流動性のリスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループは資金繰状況を作成することにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び直物為替先渡取引(NDF)であります。これらのデリバティブ取引は、カウンターパーティーリスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、その執行・管理に関しては、取引権限等を定めた社内規定に従い実施しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成27年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	76,216	76,216	-
(2) 受取手形及び売掛金	67,050		
貸倒引当金(1)	0		
	67,050	67,050	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,602	1,604	2
其他有価証券(関連会社株式含む)	62,544	68,040	5,496
資産計	207,413	212,912	5,498
(1) 支払手形及び買掛金	44,809	44,809	-
(2) 短期借入金	12,396	12,396	-
(3) 社債	10,000	10,025	25
(4) リース債務	398	398	-
負債計	67,604	67,630	25
デリバティブ取引(2)	-	-	-

(1)受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度(平成28年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	84,127	84,127	-
(2) 受取手形及び売掛金	65,915		
貸倒引当金(1)	-		
	65,915	65,915	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	509	509	0
其他有価証券(関連会社株式含む)	51,146	53,443	2,297
資産計	201,699	203,997	2,297
(1) 支払手形及び買掛金	44,186	44,186	-
(2) 短期借入金	11,057	11,057	-
(3) 社債	10,000	10,058	58
(4) リース債務	389	389	-
負債計	65,633	65,692	58
デリバティブ取引(2)	34	34	-

(1)受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。マネー・マネジメント・ファンド、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)社債

当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)リース債務

リース債務の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
非上場株式	3,709	3,784

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	5,263	-	-
受取手形及び売掛金	67,050	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券 (コマーシャルペーパー等)	1,600	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの (譲渡性預金)	977	-	-
合計	74,891	-	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	12,403	-	-
受取手形及び売掛金	65,325	590	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券 (コマーシャルペーパー等)	-	-	500
その他有価証券のうち満期があるもの (譲渡性預金)	127	-	-
合計	77,856	590	500

(注4) 社債、リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	10,000	-
リース債務	145	251	1
合計	145	10,251	1

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	10,000	-
リース債務	154	233	1
合計	154	10,233	1

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの 債券	1,602	1,604	2
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの 債券	-	-	-
合計	1,602	1,604	2

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの 債券	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの 債券	509	509	0
合計	509	509	0

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	42,639	6,804	35,834
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	717	854	137
その他	5,257	5,257	-
小計	5,975	6,112	137
合計	48,614	12,917	35,697

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	33,099	6,787	26,311
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	748	851	103
その他	3,899	3,899	-
小計	4,647	4,750	103
合計	37,746	11,537	26,208

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	直物為替先渡取引 買建 米ドル	2,667	-	29	29
	為替予約取引 買建 米ドル	314	-	2	2
	売建 米ドル	661	-	6	6
	円	50	-	0	0
合計		3,693	-	34	34

(注)時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
為替予約の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	3,591	-	(注)
	ユーロ		583	-	(注)
合計			4,174	-	-

(注)為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価

は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
為替予約の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	3,307	-	(注)
	ユーロ		579	-	(注)
合計			3,887	-	-

(注)為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価

は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型制度として企業年金基金制度及び確定拠出型制度として企業年金制度を設けております。

また、一部の在外連結子会社では、確定給付型制度のほか、確定拠出型制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	51,001	49,438
会計方針の変更による累積的影響額	937	-
会計方針の変更を反映した期首残高	50,064	49,438
勤務費用	2,076	2,021
利息費用	456	457
数理計算上の差異の発生額	484	4,292
退職給付の支払額	2,687	2,073
その他	13	18
退職給付債務の期末残高	49,438	54,118

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	37,223	41,198
期待運用収益	1,116	1,235
数理計算上の差異の発生額	2,606	2,001
事業主からの拠出額	2,909	2,903
退職給付の支払額	2,658	2,060
その他	1	1
年金資産の期末残高	41,198	41,274

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	49,438	54,118
年金資産	41,198	41,274
	8,239	12,844
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,239	12,844
退職給付に係る負債	8,239	12,844
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,239	12,844

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	2,076	2,021
利息費用	456	457
期待運用収益	1,116	1,235
数理計算上の差異の費用処理額	1,458	811
確定給付制度に係る退職給付費用	2,874	2,054

(注) 上記退職給付費用以外に、前連結会計年度において早期割増退職金370百万円を特別損失として計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
数理計算上の差異	4,550	5,526
合計	4,550	5,526

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	1,728	7,254
合計	1,728	7,254

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
株式	38%	37%
債券	32%	22%
現金及び預金	8%	20%
不動産	10%	11%
その他	12%	10%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.9%	0.1%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度981百万円、当連結会計年度1,044百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	91百万円	98百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 11名 当社従業員 487名 当社関係会社の取締役 70名
株式の種類及び付与数	普通株式 212,100株
付与日	平成22年8月31日
権利確定条件	付与日(平成22年8月31日)から権利確定日(平成25年3月31日)まで、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。
対象勤務期間	平成22年8月31日から平成25年3月31日まで
権利行使期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 12名 当社従業員 502名 当社関係会社の取締役 65名
株式の種類及び付与数	普通株式 211,500株
付与日	平成23年8月30日
権利確定条件	付与日(平成23年8月30日)から権利確定日(平成26年3月31日)まで、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。
対象勤務期間	平成23年8月30日から平成26年3月31日まで
権利行使期間	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成24年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 13名 当社従業員 512名 当社関係会社の取締役 66名
株式の種類及び付与数	普通株式 215,200株
付与日	平成24年8月28日
権利確定条件	付与日(平成24年8月28日)から権利確定日(平成27年3月31日)まで、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。
対象勤務期間	平成24年8月28日から平成27年3月31日まで
権利行使期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

平成25年株式報酬型ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 22,800株
付与日	平成25年8月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年8月28日から平成55年8月27日まで

平成26年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 10名 当社従業員 547名 当社関係会社の取締役 67名
株式の種類及び付与数	普通株式 217,600株
付与日	平成26年8月26日
権利確定条件	付与日(平成26年8月26日)から権利確定日(平成29年3月31日)まで、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。
対象勤務期間	平成26年8月26日から平成29年3月31日まで
権利行使期間	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年株式報酬型ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,200株
付与日	平成26年8月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月27日から平成56年8月26日まで

平成27年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 12名 当社従業員 556名 当社関係会社の取締役 70名
株式の種類及び付与数	普通株式 214,700株
付与日	平成27年9月1日
権利確定条件	付与日(平成27年9月1日)から権利確定日(平成30年3月31日)まで、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。
対象勤務期間	平成27年9月1日から平成30年3月31日まで
権利行使期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年株式報酬型ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数	普通株式 16,100株
付与日	平成27年9月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年9月2日から平成57年9月1日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	35,800	51,000	194,400	18,200
権利確定	-	-	-	-
権利行使	34,200	25,000	117,400	5,200
失効	1,600	600	1,000	-
未行使残	-	25,400	76,000	13,000

	平成26年 ストック・オプション	平成26年 株式報酬型 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成27年 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	216,600	-	-	-
付与	-	-	214,700	16,100
失効	3,000	-	600	-
権利確定	-	-	-	16,100
未確定残	213,600	-	214,100	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	18,200	-	-
権利確定	-	-	-	16,100
権利行使	-	4,600	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	13,600	-	16,100

単価情報

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,329	1,124	1,222	1
行使時平均株価 (円)	2,550	2,573	2,678	2,570
付与日における公正な 評価単価 (円)	353	296	318	1,803

	平成26年 ストック・オプション	平成26年 株式報酬型 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成27年 株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,588	1	2,272	1
行使時平均株価 (円)	-	2,575	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	507	2,421	454	2,078

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

	平成27年ストック・オプション	平成27年株式報酬型ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	31.260%	31.683%
予想残存期間 (注) 2	4年1ヶ月	4年5ヶ月
予想配当 (注) 3	32円/株	32円/株
無リスク利率 (注) 4	0.029%	0.060%

(注) 1 スtock・オプションは4年1ヶ月(平成23年7月22日から平成27年8月28日まで)、また株式報酬型ストック・オプションは4年5ヶ月(平成23年4月1日から平成27年9月1日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 スtock・オプションは十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

株式報酬型ストック・オプションは過去の役員の平均在任期間から現在の役員の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法として見積っております。

3 平成27年3月期の配当実績であります。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	1,063百万円	940百万円
未払費用	146百万円	269百万円
繰越欠損金	153百万円	147百万円
未払事業税等	211百万円	241百万円
その他	965百万円	946百万円
繰延税金資産小計	2,540百万円	2,544百万円
評価性引当額	19百万円	0百万円
繰延税金資産合計	2,520百万円	2,544百万円
(繰延税金負債)		
関係会社の留保利益金	90百万円	86百万円
その他	187百万円	195百万円
繰延税金負債合計	277百万円	281百万円
繰延税金資産の純額	2,243百万円	2,263百万円

(2) 固定資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	1,661百万円	1,440百万円
退職給付に係る負債	228百万円	314百万円
固定資産未実現利益	457百万円	318百万円
その他	225百万円	245百万円
繰延税金資産小計	2,571百万円	2,319百万円
評価性引当額	1,028百万円	635百万円
繰延税金資産合計	1,543百万円	1,683百万円

(3) 流動負債

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金負債)		
貸倒引当金	0百万円	0百万円
その他	66百万円	34百万円
繰延税金負債合計	66百万円	34百万円

(4) 固定負債

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	11,448百万円	7,991百万円
減価償却費	2,244百万円	2,536百万円
固定資産圧縮積立金	623百万円	592百万円
その他	421百万円	274百万円
繰延税金負債合計	14,738百万円	11,395百万円
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	2,610百万円	3,603百万円
その他	1,032百万円	914百万円
繰延税金資産合計	3,642百万円	4,518百万円
繰延税金負債の純額	11,095百万円	6,877百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当社の法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
当社より低い法定実効税率の影響	6.9%	5.8%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.1%	0.8%
受取配当金等永久に 益金に算入されない項目	1.2%	1.8%
住民税等均等割額	0.1%	0.1%
試験研究費税額控除	0.9%	0.9%
その他税額控除	1.7%	1.8%
評価性引当額	1.1%	1.1%
持分法による投資損益	1.1%	1.3%
税率変更による影響	0.6%	0.3%
その他	0.1%	1.8%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	26.6%	26.7%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が181百万円、退職給付に係る調整累計額が121百万円それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が110百万円、その他有価証券評価差額金が413百万円それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、製品・サービス別の事業単位を置き、各事業単位は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業単位を基礎として主に販売市場の類似性、製品の特性に基づき「自動車機器事業」、「コンポーネツ事業」、「電子応用製品事業」を報告セグメントとしております。

「自動車機器事業」は、主に自動車メーカーに販売する自動車用照明製品を製造しております。「コンポーネツ事業」は、主に電機・自動車関連メーカーに販売する電子デバイス製品を製造しております。「電子応用製品事業」は、主に電機・自動車・自動車関連メーカーに販売する液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル等の得意先の仕様に合わせたユニットやモジュールといった電子応用製品を製造しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間取引は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	270,223	31,512	57,914	189	-	359,840
セグメント間の内部 売上高又は振替高	387	16,252	15,953	2,734	35,328	-
計	270,611	47,765	73,867	2,924	35,328	359,840
セグメント利益	23,945	5,765	5,921	58	2,363	38,054
セグメント資産	199,537	42,186	43,820	1,816	161,290	448,652
その他の項目						
減価償却費	18,113	1,734	2,822	65	2,396	25,132
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	28,402	3,426	3,644	129	3,589	39,192

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額2,363百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,109百万円、セグメント間取引消去5,643百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額161,290百万円には、各報告セグメントに帰属しない全社資産401,281百万円、投資資本の調整額 58,317百万円、債権債務の調整額 64,254百万円等が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究活動及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額2,396百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産の減価償却費2,619百万円等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,589百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産に対する投資5,012百万円等であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
売上高						
外部顧客への売上高	312,780	30,504	59,879	985	-	404,148
セグメント間の内部 売上高又は振替高	293	16,509	24,646	3,629	45,079	-
計	313,074	47,013	84,525	4,614	45,079	404,148
セグメント利益	21,185	5,602	6,837	221	2,927	36,774
セグメント資産	191,842	39,119	46,562	3,658	149,921	431,104
その他の項目						
減価償却費	20,531	1,975	3,118	93	2,745	28,464
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	30,629	1,415	4,683	613	3,006	40,348

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない金型の設計・開発及び製造・販売の事業、身体障害者雇用促進事業及びグループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額2,927百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,301百万円、セグメント間取引消去5,479百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額149,921百万円には、各報告セグメントに帰属しない全社資産410,028百万円、投資資本の調整額 67,880百万円、債権債務の調整額 65,741百万円等が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究活動及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額2,745百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産の減価償却費2,757百万円等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,006百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産に対する投資3,757百万円等であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度から、事業構造の変化と各事業の成長にあわせて、自動車機器事業に含まれていた自動車用電子基板製品の事業区分を見直し、電子応用製品事業へ変更いたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載してあります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	アジア・大洋州	中国	その他	合計
122,224	89,297	62,234	73,624	12,460	359,840

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類してあります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	アジア・大洋州	中国	その他	調整額	合計
75,499	23,646	20,378	40,481	1,762	3,155	158,611

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	アジア・大洋州	中国	その他	合計
131,894	112,342	68,334	79,512	12,065	404,148

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	アジア・大洋州	中国	その他	調整額	合計
78,965	28,184	18,190	36,563	1,812	1,876	161,838

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ホンダオブアメリカ マニュファクチャリング・ インコーポレーテッド	46,681	自動車機器事業、電子応用製品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,799.88円	1,759.79円
1株当たり当期純利益金額	149.83円	152.88円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	149.67円	152.80円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,198	25,537
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,198	25,537
普通株式の期中平均株式数(千株)	168,181	167,040
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	178	88
(うち新株予約権)(千株)	178	88
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成26年7月30日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 217千株)	平成26年7月30日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 214千株) 平成27年7月27日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 214千株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
スタンレー電気株式会社 (当社)	第4回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成26年 4月23日	10,000	10,000	年 0.289	無担保	平成31年 4月23日
合計			10,000	10,000			

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
			10,000	

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	12,396	11,057	1.1	
1年内返済予定の長期借入金				
1年内返済予定のリース債務	145	154		
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年内返済予定のものを除く。)	252	234		平成29年4月～ 平成34年3月
その他有利子負債				
合計	12,795	11,446		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載を行っておりません。

2 リース債務(1年内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	104	80	35	12

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	102,492	201,982	308,506	404,148
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	9,918	15,007	26,720	38,804
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金 (百万円) 額	6,102	9,945	17,184	25,537
1株当たり 四半期(当期)純利益金 (円) 額	36.45	59.47	102.81	152.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	36.45	23.01	43.35	50.09

訴訟の提起について

当社及び当社の米国子会社は、他の事業者と共同して自動車用ランプ等について調整行為を行った等として、カナダ国等において民事訴訟(クラスアクション)の提起を受けております。

なお、本件訴訟が当社グループの今後の業績に与える影響につきましては、現時点で合理的に予測することは困難であります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,080	22,440
受取手形	1,432	944
売掛金	3 35,595	3 36,844
有価証券	5,882	3,771
たな卸資産	2 9,904	2 10,076
繰延税金資産	1,178	1,077
短期貸付金	3 16,219	3 19,141
その他	3 5,825	3 5,361
貸倒引当金	5	289
流動資産合計	104,114	99,367
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 27,480	1 26,069
構築物	871	757
機械及び装置	1 10,411	1 10,142
車両運搬具	7	8
工具、器具及び備品	1 9,064	1 10,368
土地	9,513	9,522
リース資産	344	328
建設仮勘定	4,061	5,754
有形固定資産合計	61,754	62,952
無形固定資産		
ソフトウェア	3,902	3,612
その他	49	41
無形固定資産合計	3,952	3,653
投資その他の資産		
投資有価証券	46,521	37,522
関係会社株式	20,488	24,195
出資金	252	251
関係会社出資金	12,043	16,161
長期前払費用	198	215
その他	465	414
投資その他の資産合計	79,970	78,761
固定資産合計	145,677	145,367
資産合計	249,792	244,735

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	8,427	8,150
買掛金	3 15,224	3 15,779
短期借入金	3 14,269	3 14,437
リース債務	131	136
未払金	3 3,011	3 4,206
未払費用	3 3,375	3 2,686
未払法人税等	1,495	1,744
賞与引当金	2,589	2,472
役員賞与引当金	100	95
設備関係支払手形	1,264	1,291
その他	3 153	3 168
流動負債合計	50,042	51,169
固定負債		
社債	10,000	10,000
リース債務	218	198
繰延税金負債	10,316	7,063
退職給付引当金	4,572	3,712
資産除去債務	429	400
その他	484	430
固定負債合計	26,021	21,804
負債合計	76,064	72,974
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金		
資本準備金	29,825	29,825
資本剰余金合計	29,825	29,825
利益剰余金		
利益準備金	3,201	3,201
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,320	1,350
別途積立金	22,320	22,320
繰越利益剰余金	80,388	86,240
利益剰余金合計	107,230	113,112
自己株式	18,272	20,109
株主資本合計	149,297	153,342
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,247	18,215
評価・換算差額等合計	24,247	18,215
新株予約権	182	202
純資産合計	173,727	171,760
負債純資産合計	249,792	244,735

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1 159,740	1 169,074
売上原価	1 129,410	1 137,574
売上総利益	30,330	31,499
販売費及び一般管理費	1, 2 22,350	1, 2 22,887
営業利益	7,980	8,611
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 2,453	1 3,243
受取ロイヤリティー	1 6,983	1 6,539
為替差益	371	-
その他	1 318	1 328
営業外収益合計	10,126	10,111
営業外費用		
支払利息	1 117	1 152
為替差損	-	382
特別調査費用	238	230
その他	1 239	1 158
営業外費用合計	595	925
経常利益	17,511	17,796
特別利益		
固定資産売却益	95	55
投資有価証券売却益	-	152
特別利益合計	95	207
特別損失		
固定資産除却損	356	257
投資有価証券売却損	-	1
投資有価証券評価損	40	-
関係会社株式評価損	-	82
関係会社貸倒引当金繰入額	-	284
特別損失合計	397	625
税引前当期純利益	17,209	17,378
法人税、住民税及び事業税	4,609	4,297
法人税等調整額	317	304
法人税等合計	4,926	4,602
当期純利益	12,283	12,776

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,514	29,825	29,825	3,201	1,483	22,320	73,682	100,686
会計方針の変更による累積的影響額							608	608
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,514	29,825	29,825	3,201	1,483	22,320	74,290	101,295
当期変動額								
剰余金の配当							5,225	5,225
圧縮積立金の取崩					228		228	
税率変更に伴う圧縮積立金の増加					64		64	
当期純利益							12,283	12,283
自己株式の取得								
自己株式の消却							1,072	1,072
新株予約権の行使							50	50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					163		6,097	5,934
当期末残高	30,514	29,825	29,825	3,201	1,320	22,320	80,388	107,230

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	17,183	143,843	19,063	19,063	162	163,069
会計方針の変更による累積的影響額		608				608
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,183	144,452	19,063	19,063	162	163,678
当期変動額						
剰余金の配当		5,225				5,225
圧縮積立金の取崩						
税率変更に伴う圧縮積立金の増加						
当期純利益		12,283				12,283
自己株式の取得	2,508	2,508				2,508
自己株式の消却	1,072					
新株予約権の行使	346	296				296
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			5,183	5,183	20	5,204
当期変動額合計	1,089	4,845	5,183	5,183	20	10,049
当期末残高	18,272	149,297	24,247	24,247	182	173,727

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,514	29,825	29,825	3,201	1,320	22,320	80,388	107,230
当期変動額								
剰余金の配当							5,519	5,519
税率変更に伴う圧縮積立金の増加					30		30	
当期純利益							12,776	12,776
自己株式の取得								
自己株式の消却							1,326	1,326
新株予約権の行使							48	48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					30		5,851	5,882
当期末残高	30,514	29,825	29,825	3,201	1,350	22,320	86,240	113,112

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,272	149,297	24,247	24,247	182	173,727
当期変動額						
剰余金の配当		5,519				5,519
税率変更に伴う圧縮積立金の増加						
当期純利益		12,776				12,776
自己株式の取得	3,506	3,506				3,506
自己株式の消却	1,326					
新株予約権の行使	342	294				294
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			6,031	6,031	19	6,011
当期変動額合計	1,837	4,044	6,031	6,031	19	1,966
当期末残高	20,109	153,342	18,215	18,215	202	171,760

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 製品

総平均法

(2) 仕掛品

総平均法

(3) 原材料

総平均法

(4) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び車両運搬具 4～15年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権について、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権

(3) ヘッジ方針

為替予約の限度額を実需の範囲とし、ヘッジ手段をヘッジ対象の範囲内で将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用する方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法が、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 圧縮記帳額

取得価額から直接控除している保険差益の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	452百万円	452百万円
機械及び装置	20百万円	16百万円
工具、器具及び備品	6百万円	6百万円

2. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
製品	3,653百万円	4,052百万円
仕掛品	3,198百万円	2,916百万円
原材料及び貯蔵品	3,053百万円	3,108百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	30,048百万円	32,536百万円
短期金銭債務	11,425百万円	10,607百万円

4. コミットメントライン契約

当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関6社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
コミットメントラインの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	40,466百万円	40,196百万円
仕入高	44,722百万円	47,335百万円
営業取引以外の取引による取引高	12,667百万円	13,653百万円

2. 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料賞与諸手当	8,443百万円	8,036百万円
賞与引当金繰入額	1,202百万円	1,123百万円
役員賞与引当金繰入額	100百万円	95百万円
退職給付費用	1,315百万円	978百万円
減価償却費	1,834百万円	2,030百万円

販売費及び一般管理費に占める販売費のおおよその割合

販売費	35%	36%
-----	-----	-----

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	431	2,154	1,722

当事業年度(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	431	2,356	1,924

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
子会社株式	19,712	23,419
関連会社株式	344	344
計	20,056	23,763

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	850百万円	758百万円
未払事業税	106百万円	155百万円
その他	318百万円	258百万円
繰延税金資産合計	1,275百万円	1,172百万円
(繰延税金負債)		
未収配当金	96百万円	95百万円
繰延税金負債合計	96百万円	95百万円
繰延税金資産の純額	1,178百万円	1,077百万円

(2) 固定負債

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	1,485百万円	1,135百万円
その他	368百万円	470百万円
繰延税金資産合計	1,854百万円	1,606百万円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	11,448百万円	7,991百万円
その他	723百万円	678百万円
繰延税金負債合計	12,171百万円	8,669百万円
繰延税金負債の純額	10,316百万円	7,063百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当社の法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.6%	2.4%
受取配当金等永久に 益金に算入されない項目	3.5%	4.1%
住民税等均等割額	0.3%	0.2%
試験研究費税額控除	2.2%	2.2%
その他税額控除	3.9%	3.7%
税率変更による影響	1.1%	0.5%
その他	0.8%	0.5%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	28.6%	26.4%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が324百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が89百万円、その他有価証券評価差額金が413百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	27,480	224	73	1,562	26,069	28,693
	構築物	871	12	0	125	757	2,286
	機械及び装置	10,411	2,690	413	2,546	10,142	31,987
	車両運搬具	7	4	0	3	8	128
	工具、器具及び備品	9,064	8,135	109	6,721	10,368	111,516
	土地	9,513	14	5	-	9,522	-
	リース資産	344	143	13	145	328	344
	建設仮勘定	4,061	9,851	8,158	-	5,754	-
	計	61,754	21,076	8,773	11,105	62,952	174,957
無形固定資産	ソフトウェア	3,902	560	2	848	3,612	-
	その他	49	-	-	8	41	-
	計	3,952	560	2	856	3,653	-

(注) 1 増加の主な内訳

機械及び装置は、自動車機器事業製造設備2,049百万円、研究開発設備464百万円、電子応用製品事業製造設備99百万円、コンポーネツ事業製造設備22百万円であります。
工具、器具及び備品は、自動車機器事業製造設備7,282百万円、電子応用製品事業製造設備379百万円、研究開発設備216百万円、コンポーネツ事業製造設備78百万円であります。
建設仮勘定は、未稼働金型5,829百万円、機械及び装置1,959百万円、器具及び備品924百万円、仕掛中金型678百万円、製作中機械及び装置304百万円、建物153百万円であります。

2 減少の主な内訳

建設仮勘定は、金型4,880百万円、機械及び装置1,642百万円、器具及び備品676百万円、製作中機械及び装置518百万円、仕掛中金型383百万円、建物56百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5	289	5	289
賞与引当金	2,589	2,472	2,589	2,472
役員賞与引当金	100	95	100	95

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

訴訟の提起について

当社及び当社の米国子会社は、他の事業者と共同して自動車用ランプ等について調整行為を行った等として、カナダ国等において民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けております。

なお、本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響につきましては、現時点で合理的に予測することは困難であります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告を掲載するホームページのアドレス http://www.stanley.co.jp/profile/index.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式の買増請求をすることができる権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行		平成27年7月27日 関東財務局長に提出
		ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行		平成28年6月20日 関東財務局長に提出
(2)	有価証券届出書 の訂正届出書	訂正届出書(上記(1)有価証券届出書に係る訂正届出書)		平成27年8月6日 関東財務局長に提出
		訂正届出書(上記(1)有価証券届出書に係る訂正届出書)		平成27年9月1日 関東財務局長に提出
(3)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第110期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
(4)	内部統制報告書 及びその添付書類			平成27年6月26日 関東財務局長に提出
(5)	四半期報告書 及び確認書	第111期 第1四半期	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月6日 関東財務局長に提出
		第111期 第2四半期	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月13日 関東財務局長に提出
		第111期 第3四半期	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出
(6)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第9号の2(株主総会における議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書		平成27年7月3日 関東財務局長に提出
		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 (特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書		平成27年9月14日 関東財務局長に提出
		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号 (主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書		平成27年11月27日 関東財務局長に提出
(7)	自己株券買付状況 報告書			平成27年7月13日 平成28年2月10日 平成28年3月15日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 雅 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 俊 夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スタンレー電気株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、スタンレー電気株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 雅 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 俊 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタンレー電気株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。